

第三十一回 参議院社会労働委員会會議録第十九号

(二四二)

昭和三十四年三月十九日(木曜日)午前
十時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 久保 等君
理事 勝俣 稔君
柴田 榮君
木下 友敬君
常岡 一郎君

委員

有馬 英二君
草葉 隆圓君
紅露 みつ君
谷口弥三郎君
西田 信一君
松岡 平市君
横山 フク君
阿具根 登君
片岡 文重君
小柳 勇君
藤田藤太郎君
光村 甚助君
竹中 恒夫君

国務大臣

労働大臣 倉石 忠雄君

政府委員

總理府總務長官 松野 頼三君
調達庁長官 丸山 信君
調達庁労働部長 小里 玲君
労働省労働 堀 秀夫君
基準局長 安定期長 百田 正弘君
労働省職業 安定期長 百田 正弘君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員

労働大臣官房労働統計調査部長 大島 靖君

本日の会議に付した案件

○最低賃金法案(内閣提出、衆議院送付)

○労働情勢に関する調査の件
(駐留軍労働者離職対策に関する件)

○委員長(久保等君) これより社会労働委員会を開きます。

まず最低賃金法案を議題といたします。御質疑を願います。

○小柳勇君 きょうは最低賃金法を論議する基礎的な問題について質問いたしておきたいと存じます。先日、現在の日本における労働者の低賃金階層の実態について資料を求めておきましたところ、労働省の方で資料を提出になられましたので、低賃金労働者の生活実態を中心に、この資料の概要を重点的に御説明願いたいと思います。

○説明員(大島靖君) 提出いたしました「賃金資料(三)」という印刷物について簡単に御説明申し上げたいと思っております。第一ページの第一表でございますが、これはいわゆるわが国の就業構造ないしは産業構造の特異性について表でございまして、第一表は、就業者の従業上の地位別に見まして、自営業主、家族従業者、雇用者、これらの割合が就業総数の中でどういふふうになつておるか、雇用者が四五・五％であります。この点、西欧諸国ないしアメリカあたりに比しまして、雇用者のパーセンテージが非常に低いという

点が特徴的であります。

第二表は、その就業者が産業別にどうなつているかという点は、第一次産業が三七・四％であります。第二次産業が二五・五％、第三次産業が三六・六％、第一次産業がなほ相当大きな部分を占めておるといふことが特徴的であります。

第三表は、事業所及び従業者が規模別にどういふふうに分れておるかという点であります。事業所の方を見ますと、総数の中で就業者が四人以下のところが八〇・二％、五人から二十九人のところが一七・八％、大体百人以下のところが事業所の数から言いますと、大体九九％になるわけでありまして、その従業者、労働者の方はどういふふうに分れておるか申し上げますと、大体百人以下のところで七割六分ぐらになつておるわけでありまして、この点が、この三表によつてわが国の就業構造、産業構造の特異性を表したものであります。

その次、二ページの第四表、これは産業別地域別賃金格差、この賃金が地域別にどういふ格差を持っておるかという点を示したものであります。この上の欄に全産業、製造業、その他産業別の分類が出ておりますが、たとえば全産業で、全国平均を一〇〇としたとき、高いところでは、たとえば東京は上から三段目のまん中にあります、一四になります。大阪が一、二、それから福岡が下から二番目の欄で一四になります。この辺が高いところ

になります。低いところでは、四段目のまん中の福岡は六七というふうな数字になつております。下から二番目の徳島が六八、この程度の地域別の賃金格差が出て参るわけでありまして、ただ、これが各産業によつてかなりこの数字はでこぼこがありますが、大体におきましては、高いところと低いところは一致してゐるわけでありまして。

第五表は、今申しましたのは全労働者の平均賃金の地域別格差であります。これを生産労働者だけとつてみた場合、事務職員だけをとりてみた場合、さらに男と女とを分けてみた場合、どういふふうになるかということでありまして、これによりまして、総平均で見ました場合よりも格差が縮まることもありますし、また、逆にふえるところもあるわけなのであります。従つて、地域別格差を見ますときに、性別に、職種別に、詳細な点はわかりませんが、ないわけではあります。

その次の第六表、これも同じく地域別の賃金格差を、今度は企業規模を同じくして考えたところ、企業規模を三十人以下のところ、小規模だけをとりて各府県で比較してみた場合はどうか、さらにその中で職種を同じくしてつてみた場合はどうか、それから企業規模千人以上の大企業をとつてみた場合はどうかという点、これは東京を一〇〇としておきますと、大体こういふふうなあれで、これまた全労働者の平均で見ました場合とかなりの偏差

が出てくるわけでありまして、以上が地域別の賃金格差についての代表的な表でございます。

それから第七表は職種別にみた賃金というものはどういふふうになるかという点であります。で、これは毎年労働省におきまして、職種別賃金調査というのを実施いたしまして、相当たくさんの方の職種についての賃金を調べているわけなんです。ただ、職種別の賃金格差を見ました場合に、やはり年令の点、性別の点、勤続年数、経験年数、これらを勘案して比較しないと、正確な比較にはならないわけなんです。そういう点で、ここに職種別の平均給与額をあげまして、かつ平均年令、平均勤続年数、平均経験年数、平均労働時間、これらをあげて御参考にしたわけなんです。これが十三ページの第七表の(四)まで、各種の職種について一応表示しておきました。

十四ページの第八表は、今度は産業別の賃金格差の表でございます。その左側の欄は実額を書きまして、右側に産業別格差を、総数一〇〇と置いた場合、産業別にどうなるかという数字を出したわけなんです。それをさらに規模を同じくして見た場合、産業別格差がどうなるかということを出しております。これによりまして、調査産業総数を一〇〇としたとき、規模、計のところでごらんいただきますと、高いところが一番下の電気・ガス・水道業、それから運輸・通信業あたりが高い、金

融・保険業が高い、それから鉄鋼業が高い、輸送用機械器具あたりが高いわけであります。それから石油製品・石炭製品あたりが高い。逆に低いところは、上から二欄目の繊維工業、衣服その他の繊維製品、木材・木製品、家具・装飾品、このあたりが産業別に見ますと大体低いところなんです。

そこで、これは大企業も小企業もひつくるための数字でございまして、今度はその小規模のところをとつて見ますと、やはり低いところは大体繊維工業、衣服その他の繊維製品、この辺が低くなって参ります。高いのは電気・ガス・水道業、金融・保険業、このあたりが高く出て参ります。もつともこの統計は事業所単位になっておきますので、電気・ガス・水道業等におきましては、小規模と申しまして、実質的には大企業に入っているものもあるわけですが、大体の傾向としては繊維、衣服、木材、家具と、その辺が低い、産業別にはそういう数字が出て参ります。

十五ページの第九表、それは男女別の賃金格差であります。一番右の欄でございまして、産業の総数で男子を一〇〇としたしまして、女子の賃金はどの程度になるかと申しますと、四一・四〇程度になります。大体四割から六割の間を占めておるわけなんです。ただこの点につきましても、性別賃金格差についても、やはり全部ひつくるんでの勘定でございまして、たとえば女子の場合は、年令の若い者が労働者構成としては多いというふうな点、勤続、経験年数が短かいというふうな点、これらの点は別に考慮に入っていないわけなんです。

す。そこで、ある特定の職種につきまして、年令を同じくし、勤続、経験を同じものと仮定しまして比較をいたしますと、これは大体七割から八割、場合によっては男よりも高いという数字も出てくるわけなんです。ここに示しましたのは一応総平均の数字でございまして、

その次の第十表、十六ページであります。これは規模別賃金格差の表であります。ここには一応賃金の実額を掲げておきます。格差は別の表で出して参ります。

さらに十一表におきまして、所得階級別の雇用者数の分布を掲げておきます。これは雇用者総数七百万人のうち、所得階級別にどの程度の分布になつておるかという表であります。この左の端の総数というところが、これは従来ときどき御説明申し上げた数字であります。大体千七百万人のうち、六千円未満の所得の者が約二割、八千円未満の者が約三分の一という表であります。

これを産業別に分けましますと、農林業、漁業、水産業、鉱業、建設業、その他、こういうふうな分布になるわけがあります。

その次の十八ページの第十二表、これが規模別の賃金格差の表示であります。昭和二十六年から三十三年——昨年までに、規模別格差はどういうふうな推移してきたかということでありまして、五百人以上のところを一〇〇にしまして、三十人から九十九人——百人以下の小企業の賃金は、二十六年の六一・七〇、これが三十三年には五四・七〇と、逐次低下して参りました。というところは、賃金格差が毎年拡大して

きておるといふことであります。その次の第十三表、産業別に見た場合は規模別の賃金格差はどうかという点であります。この産業計の一番上の点でございまして、五百人以上の規模の大企業を一〇〇と置きまして、百人から四百九十九人の八二・二〇、七二・七〇、五四・二〇、三二・五〇と、こういうふうな落ちて参るわけでありまして、大体百人以下のところまで三割台に落ちて参るわけでありまして、ただ、これも今申しましたように、労働者構成を全部ひつくるための平均の賃金の格差でありますから、たとえば同質の労働者が、大企業と小企業でどの程度違うかという精密な比較については、さらに年令構成とか、男女構成とか、勤続、経験年数の構成を固定して考えなくちゃいかぬのであります。それを若干の例で調べてみますと、必ずしもこういうふうな五割、四割と落ちるものではないのであります。職種によりましては一定年令のある職種の男子労働者について調べたところでは、たとえば七割とか八割程度にしか落ちないという数字も出て参るわけがあります。

いうふうな職種により、年令により、学歴によりあるいは勤続、経験年数によつて格差は非常に違うわけなんです。総じてこういうふうな固定して考えてみますと、平均のごとく三割、四割と落ちるものではないわけでありまして、

その次、二十ページの規模別に見た全産業事務職員の賃金分布であります。これは男子の事務職員だけをつかまえて、それを規模別に区分いたしまして、賃金階級別に表示した表であります。

二十一ページの第十五表は、事務職員の女の賃金分布であります。二十二ページの十六表は、先ほど申しました年令別に固定して考えてみた場合の規模別の賃金格差であります。それから二十三ページの十七表は、勤続年数を固定いたしまして考えてみた規模別の賃金格差であります。この辺になりますと、かなり千人以上の大規模と、十人二十九人の小企業との幅は狭くなって参ります。

それから二十四ページの十八表は、前歴別の入職者構成の規模別比較であります。

十八表以下は、先般来労働大臣から賃金の規模別格差というものは、最も大きくは生産性の規模別格差によるといふことを申し上げておるのであります。と同時に、また、大企業と小企業、零細企業の労働者の構成と申しまして、賃金格差がかなり違うわけでありまして、その辺の点を若干の統計でもつて表示したものであります。この十八表は新しくその企業に入つてきた者が未就業であるか既就業であるか、すなわちフレッシュ・マンであるか、それとも

転々として変つてきた者であるか。未就業者の割合は、五百人以上の大企業が四七・二〇、五人九人になりますと三九・六〇、既就業者は五二・八〇に対して六三・一〇であります。こういうふうなフレッシュ・マンが大企業において多く、転々として移り変わります者が小企業において多いということでありまして、

その次のページの十九表は新しく入つてきます場合にどういうふうな経路で、安定期で紹介されてきたか、学校で紹介されたものか、あるいは縁故募集かというふうな率であります。これによつて見ますと、大企業の方が安定期からきた者が圧倒的に多く、学校紹介もまた然りでありまして、逆に縁故募集につきましては、小規模の方が非常に多いという数字が出て参ります。

第二十表は規模別の労働異動率、これは規模別に見ますと、その企業に新しく入つてきます者、離職いたします者、この辺の激しさはどういうふうな進るか。この入職率は新しく入つてきます者の数を全労働者で割つた数、離職率は離職者を全労働者で割つた数の、異動率はこの両者を合計した数であります。これで全常用労働者について見ますと、五百人以上の大企業では、わずか二一・四〇であります。が、五人九人の小規模事業所におきましては八八・八〇と、非常に小規模におきましては異動率が高いということが表示されておきます。

二十一表は、勤続年数、経験年数はどういうふうな規模別に違うか。勤続年数をたどつてみますと、大企業におきましては勤続年数は十年、十

人二十九年の小規模で五年間、旋盤工におきましても大企業で九・九年、小規模で四・二年、約倍も勤続年数は違ふのであります。経験年数そのものは、ほとんど大差はないわけであり、これは転々として変りましても、経験そのものは同じでございしますので、勤続年数が倍程度違ふということでありま。

それからその次の二十六ページの十二表は、年令別の労働者構成がどういふふうに進むかということであり、これでごらんいただきますと、千人以上と一番右の端の十人二十九年をのぞいていただきますと、二十才未満の若いところが、大企業では一六・三%、小規模は二・九%、逆に五十才以上のところ、一番下をごらんいただきますと、大規模では四・五%、小規模で一〇・三%、こういうふうな数字になっております。すなわち小規模におきましては若年労働者が多いのであります。しかし同時に、高齢労働者も非常に多いということであり、従つて、中堅層の労働者は大規模の方が多く、こういうふうな大体の傾向でございします。

第二十三表は、学歴別に構成はどうなつておるか、これは小学、新中卒は小規模の方が多くあります。逆に大学卒業業者になりますと大規模が多い、これはまあ常識通りの数字であります。

第二十四表は、家内労働の概況につきまして、先般基準局長から申し上げておられますように、家内労働の実情については、今後なお詳細に調査を要しますし、また、調査を行なつていく予定になつておるわけなのであります。

が、三十一年に基準局の手によりまして一応概況を調べたところによりまして、家内労働者の世帯の概数といつたしまして五十七万世帯、家内労働者の総数は八十三万人、そのうち男が十一万人、女が七十二万人、大体こういうふうな調査になつております。ただしこれはごくあらましの数字でございします。詳細調査の箇所を、さらに内容の詳細にわたつては今後の調査に待たなければならぬかと思ひます。

以上、概要を御説明申し上げます。

○小柳勇君 簡単に一、二質問いたしますけれども、第一は、船員法適用関係の海上労働者の、低賃金労働者の実態については何か資料はございしますか。

○説明員(大島靖君) 運輸省で労働省と同じく毎月労働統計と同じ船員についての調査がございしますが、これは運輸省で実施しております。

○小柳勇君 この前の委員会では、私は運輸省からの出席を求めておりました。きょうもおいでであると思ひますが、資料の提出を求めておきたいと思ひます。ただいま言ひましたような資料を、次の委員会まで御提出願ひたいと思ひます。

次に、今の表で、賃金関係は三十二年の四月に統計をとつておられますが、今より二、三年たつておられますが、この数字にどのくらいのパースェント・アップしたものと考へてみたらしよろしいか、お答えおきを願ひたいと思ひます。

○説明員(大島靖君) 今お話の統計につきましては、職種別賃金調査というのを毎年四月に実施いたしております。

ただ、この調査の主たる目的は、賃金構造を調査することにあります。従つて、その実績そのものの毎年の変動は、むしろ毎月労働統計、これによつて毎年、毎月の賃金水準の動きをごらんいただくことになつております。主としてこの賃金構造、すなわちここで申しましたように賃金格差とか、こういうふうな点に利用されることを主たる目的としておる調査であります。

従つて、三十二年の調査、三十三年の調査、この結果におきましては必ずしも大きな変化はないと考へております。若干の個別的な変動はもちろんでございしますが、大まかなところは、大体こういうふうなところで見当をつけていたでいて間違ひのないのではないかと考へております。

○小柳勇君 それじゃ賃金格差については、この表をもつて考へて、現在の情勢を判断して大した違いはないというところをございしますか。

○説明員(大島靖君) 先ほどちよつと御説明申し上げましたように、たとえば規模別賃金格差につきまして、毎年若干拡大して参つておるわけであり、従つて、そういう若干の変動についてはもちろん予想しなければいかぬのであります。しかし、大まかなところの見当をいたしましては、大体こういうふうな賃金構造として御理解いたしていただければかと思ひます。

○小柳勇君 次に、外国の最低賃金法について、あとでいろいろ討論し、質問したいと思ひますので、幸ひここに資料がございしますから、国際的な低賃金労働者の状態について、この表によつて御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(大島靖君) この賃金資料という表の第三表と、第五表、第六表をごらんいただきたいと思ひます。昭和三十四年三月、賃金資料、労働省、目次となつております。一番最初の資料であります。この第三表をごらんいただきたいと思ひます。この第三表は、日本と米英独と三つの各国の規模別賃金格差及び生産性格差を表示した表であります。上の表に日本、米、英、独、西ドイツとありまして、その下にA、Bとあります。Aは一人当り付加価値、すなわち企業、産業全部の付加価値総額を従業員総数で除したもので、一人当りの付加価値の格差であります。これはすなわち生産性の格差と考へられるのであります。それからBは賃金の格差であります。賃金の規模別格差でございします。これによつてごらんいただきますと、日本におきましては生産性の格差、すなわちAは大規模に比べて四人一人のところで二七・五に落ちるわけであり、すなわち生産性が小規模は非常に低いというところ、と同時に、Bの賃金格差におきましては四人一人のところで四〇・〇まで落ちるわけであり、米、英、独におきましては生産性格差、Aは一人一人の小規模におきまして七割程度にしか落ちないのであり、と同時に、賃金もまた六三%にしか落ちないわけであり、イギリスにおきましては十人一人のところで生産性は九一・四、ほとんど落ちない、と同時に、賃金も八二・五%となつております。ドイツにおきましては、生産性は七六・四%までしか落ちないし、また、賃金も八一・七%である。すなわちこの表で見ますと、米、英

独に比べて、わが国の規模別賃金格差というものは非常に大きいということであり、同時に、生産性の一人当り付加価値の額の規模別格差もまた非常に日本が大きいということであり、従つて、大体賃金の格差と生産性の格差というものはパラレルに考へられるものであります。従つて、日本の規模別賃金格差の縮小という問題については、どうしても中小企業、生産性の向上ということが主たる軸になるということが表からもうかがわれると思ひます。

それからその次に第五表をごらんいただきたいと思ひます。第五表は、賃金水準の国際比較であります。先般来、たびたび御質疑の中に出て参ります問題であります。この各国の賃金を単純に為替換算して比較いたしますと、日本を一といたしまして、米、英、独、西ドイツ、西独二・二、こういう数字になるわけであり、すなわち、これは単純な名目賃金を為替換算した数字であります。従つて、今度は食料購買力、賃金の食料購買力、すなわち賃金を購買力に換算してどの程度の食料を購買し得るかということ、まあ、大体実質賃金の国際比較とお考へいただいていいわけなのでございしますが、これによりますと、日本を一といたしまして米、英、独、西ドイツが一・八、ドイツが一・四と、名目賃金為替換算比較よりも、この格差は縮まつて参ります。さらに先般来、労働大臣からしばしば申し上げておりますように、各国の一人当りの国民所得、これと賃金を相関して考へなくちやいかぬという点につきまして、一人当り国民所得の国際格差を比

較してみますと、日本を一としまして、米国は九・六、英国が四・五、ドイツが二・四、大体こういう数字になつておるわけなんです。従つて、名目賃金の比較におきましても、やはりこの国民所得の國際比較をあわせ考慮していくことが必要だと思ふのであります。と同時に、第六表で、各国の賃金水準の上昇率、これを一応表示しておきました。一九五一年と一九五七年、昭和二十六年から三十二年までの間の上昇率を見ますと、日本は四七・五％上昇いたしました。その間アメリカは三〇・二％、イギリスが五〇・三％、ドイツが四六・九、フランスが五七・六、イタリアが二七・七、こういう数字になつております。アメリカ、ドイツ、イタリアは日本よりも上昇率が低く、イギリス、フランスが若干高目に出ておるわけでありました。同時に、このイギリス、フランスというのは、御承知の通り、現在ヨーロッパにおきまして、コスト・インフレの問題が最もやかましく論ぜられておる国であります。大体以上が國際比較關係の資料の御説明であります。

○小柳勇君　ただいまの説明で若干質問いたします。

第一は、この米國、英國、ドイツが、賃金格差が日本に比べて非常に小さいのですが、その理由をどのようにに御判断されておるか、お聞かせおき願いたいと思います。

○説明員(大島靖君) 先ほど米御説明申し上げましたように、この規模別賃金格差がなぜ生ずるかという問題、これは究極的には、各企業の生産性の度合いに應ずるものと考へざるを得ないものであります。従つて、ドイツその

他企業別賃金格差の少いところは、やはりその生産性が小規模においても高いから、従つて、それだけの賃金を支払う能力がある、また、そこに参ります労働者も必ずしも大企業に比べて遜色のない質の労働者が集まる、こういうふうな観点からいたしまして、賃金格差は必ずしもそう大きく開かない。逆に日本の場合には、中小企業の生産性が著しく低い。従つてまた、それが集まつて参ります労働者につきまして、年令構成とか學歷構成その他におきまして、大企業と相当な違いを生じて参る、こういうふうな解釈をいたしておきます。

○小柳勇君 抽象的な説明でありますので、よくわかりませんが、もう少し数字的に御説明ができるように、次の機会に一つ資料によって御説明願いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○説明員(大島靖君) このあとで御説明申し上げましたこの三表の一人当り付加価値と賃金の格差、この辺がまず一番明瞭にその間の事情を説明する数字であると思いますので、この統計表によって一つ御了承願いたいと思います。

○小柳勇君 このような国は、みな最低賃金法が制定されておる国でございしますが、最低賃金法並びにその制度と、このような格差が少いということと、この国連について御調査されておるかどううか、お聞かせおきを願いたいと思います。

○説明員(大島靖君) これらの国においては、かなり以前から最低賃金制が実施されておるわけですが、この最低賃金制が実施されたから、こう

いうふうに格差が小さくなったというわけでもないのでありまして、本来格差があまり大きくないというような基準盤の上に最低賃金制も打ち立てられまして、また同時に、その最低賃金制の実施によりまして、さらに規模別格差というものが縮まってくると、まあそれぞれの因果関係もあろうかと思ひます。

○小柳勇君 最低賃金法並びに制度と関係がないという何か資料ございますか、あるいは御説明できますか。

○説明員(大島靖君) 最低賃金制とこ

の規模別貸金格差の小さいという点から、関係がないと申し上げたわけではないのでありまして、規模別格差が小さいことが最低賃金をより早く実施せしめたであろうし、また、最低賃金制が実施されることによって、さらに規模別格差が縮小するといふような関係になつておるのであるかと、かように考えます。

○説明員(大島靖君) 各国の最低賃金法
ても、いまだ少し調査なり御説明されな
基礎的なものとして御提出
願いたいと思います。よろしゅうござ
いますか。

の事情につきましての詳細な調査をいたしました書き物も私どもの方で作っておりますので、そういうものをまたお手元にお届け申し上げたいと思います。

○阿具根登君 関連。第五表の名目賃金と國民所得は、一応バランスはとれておるように見えるのですけれども、實質賃金が非常に差が縮まってきておる、しかもこれは食料購買力ということとで表示してございますから、これは

各国の食糧事情も多分あると思うので、これはカロリー計算で出しておられると思うのですが、そうですか。

○説明員(大島靖君) これは昨日もちよつと御説明申し上げたのでありますが、食料賃金なり、食料購買力表示なりで、実質賃金の購買比較というも

のは非常に困難なんです。困難なんではあります、かつてアメリカの労働省で、アメリカの賃金とヨーロッパ各国の賃金とを実質的に比較した試みがある、それは同じ賃金でどれだけの食料を購入できるかということなのであ

りますが、ところが、各国の労働者の生活内容といふものが非常に違ふわけですから、大体同じような生活内容を持つものではないと、比較が困難なわけですね。従つて、アメリカの賃金の食料購買力を比較する場合におきましてはヨーロッパが、一方におきましてはヨーロッパが、これこれの資金で、もしアメリカの労働者と同じような食生活内容を持つたとしたらどうなるか、それぞれの国の

物価でどうなるか、今度は逆にアメリカの労働者が、これこれの賃金額でヨーロッパの食生活内容を持ったとしてたらどうなるかという計算をいたします。

して、それを両者彼平均いたしました。これによつて一応アメリカとヨーロッパ各国の賃金の食料購買力を比較いたしましたのであります。その場合、日本と比較は入つてないのです。それは

で、非常に困難なためであつたろうと思ふのでありますが、そこで、私どもの方で、さらに日本とアメリカの賃金の食料購買力を同じような方式で比較いたしましたそれを、その調査に接

いたしましたが、大体こういう結果になつておるのであります。で、実質賃金の国際比較というものは技術的にも非常にむずかしいものなのであります、まずこの程度の比較より現状では、ちよつと困難であらうかと、かように考えております。

○阿貝根登君　　そういう比較でなく
て、為替換算比較で見て、日本が一の
場合にアメリカは九・一と、英国は二
八と、これが出ておつて、為替換算で
は完全なる貨金の対比はできないとい
うことを大臣も言つておるので、だか
らそれで購買力はどうだということに
なつたわけです。それを食料の購買
力で表わしていただくならば、カロ
リーを、たとえば三千カロリーなら三
千カロリーですね、これをとるために
どのくらいの金が必要なのだ、日本は
どのくらいだ、ドイツは幾らぐら
いだ、これを出さなければこういう購
買力では私は統計にならないと思つ
てますが、そういうものは何かありま
すか。

○説明員(大島瑞君) ただ同じカロリーをとるにいたしましたし、たとえば穀類でとりますが、脂肪でとりますが、牛乳でとりますが、これによつて値段が非常に違つてくるわけです。従つて、先ほど申し上げましたように、その食生活の内容が非常に違つてきます場合、比較が困難になる。たとえば、穀類から摂取いたしますカロリーは、わが国なんかは非常に大きいわけなんですけれども、逆に牛乳とか脂肪になりますと下る、こういう関係なんです。従つて、そういうふうな比較をいたします場合は、今私が御説明申し上げました方法で、総括的に食料階

買力の比較をいたすよりほかにちよつと方法は困難であらうかと考えております。

○阿具根登君 それは物価の指数なり食糧事情が違ふから、なかなかむずかしいとは思ふのだけれども、一番わかり易いのは、これは最低賃金を審査するための資料だから、だから最低賃金とは何ぞやという問題はきのう三時間もうつたのだから、十分御承知でしょう、もう三回もこの法案に取り組んでおられる皆さんだから十分御承知のこと、同じ労働者、同じ労働者がどのくらい生活を持しているかというところを見るわけなのです。そうすると、こういうような比率を出される場合には、日本の労働者がどのくらいのカロリーが必要であるか、アメリカの労働者がどのくらいの、同じような一つのカロリーを出した場合に、アメリカではどのくらいの金が必要なのだ、日本ではどのくらいの金が必要なのだという、これを出していただければ比率にならないわけなのです。そうしませんと、その前の為替換算比率でこれを出せば、向うは非常に高い賃金を持つておりますので、購買力がこんなに低いのですよと、こういうふうに言われるけれども、向うはたくさんカロリーのカロリーをとっている。こっちでは低いカロリーをとっているとするれば、これは食料換算の比率にならないわけなのです。私のいうカロリー計算で比率を出していただきたい。

○説明員(大島靖君) 先ほど来、私が申し上げておりますように、ここに出ております食料購買力は、各国の労働者の食生活の内容は各国で違つておるものでありますから、これを同じものと

と仮定しまして、そこでその国で、その国の物価で、これを買つた場合にどの程度買えるか、こういう調査なんでありまして、従つて、先生のおっしゃいますような点はこの中に含まれてくるわけなのであります。しかもアメリカと日本を比べます場合、日本の労働者の食生活内容をアメリカと同じにした場合と、今度アメリカの労働者を日本へもつてきて日本の食生活と同じようにした場合とではかなり計算がまた違つてくるわけでありまして、従つて、その両方の偏差があつてはいけませんので、この両者をフィッシャー式で計算をいたしましたという方式をとつて見るわけなんです、従つて、カロリーの点を、同じような食生活を

するものと仮定しておるわけなんです、ありますから、従つて、カロリーの点も同じものと考へられておるものと御理解いただいてけっこうだと思ひます。

○阿具根登君 それではその資料を出していただければいいでしょう。たとえばアメリカだつたら肉はどのくらい、パンはどのくらい、野菜はどのくらいと、とにかくカロリーの一日にどのくらいとつておるのだ、そうすると、その同じカロリーの点をれば日本は穀類がどのくらい要るのだ、肉がどのくらい要るのだとわかるはずなんです。だからカロリーの計算で出したやつを出して下さい。人間が生活をするにどのくらいのカロリーが要るかというところはつきりしている。そのカロリーを計算して出していただければいい。それを出していただければつきりわかるから、その計算を資料で出して

いただきたい、こう言っているわけなんです。

○説明員(大島靖君) 国際労働機構——ILOにおきまして、もちろん各国の供給食料を食料の種類別にカロリー計算であれたいました統計は、ILO統計年鑑に出てくるわけでありまして、しかし、それとこれとが直ちに結びつくかどうか、ちよつと疑問であります。

○阿具根登君 そういうことをあなた方考える必要はない。私が要求している資料を出して下さい。それができなかつたか聞いていますので、それを出しても何もならないとか、そんなことはよいなことですか。私はそういう面からいろいろの労働者の生活水準というものをみてみたいのです。賃金は出ているのだから、その賃金はおののの国の食生活ではこれだけのものしか買えないという、その数字は出ているので、それが非常に下つておるから、だから私の言うのは、アメリカの人は五千人カロリーも六千人カロリーも食つておる、日本は三千カロリーだという場合に、購買力が違つてくるというわけなんです。あなたがILOの数字がどういふところで参考になるならぬと、言うことは、それはあなたの感覚で、私はそれがほしいのです。それを出してくれと云つておるわけなんです。

○説明員(大島靖君) ILOの統計年鑑にありませう数字は、別に写ししてお手元に届けさせたいと思ひます。

○阿具根登君 それはILOのやつもけつこうですけれども、いづれにしても、私の言っている、労働者が——平均でいいのです。一人々々ということ

はできないから、平均でやればわかる。物の値段を一致させたらアメリカで何千カロリーとるには幾ら要る、日本では幾ら要る——これは食料購買力ですから、この資料は、この食料購買力というのが出てくれば、同じようなカロリーをとつた場合にどういふふうになるか、また、これはあるいはアメリカ人は日本人よりもカロリーをうんととらなければだめだということもあるかもしれない。それはそれでいいから、同じような人間でこのカロリーを一応きめた場合、その数字があらわれますから、その数字に当てはめて、肉は幾ら、パンは幾ら、こういう数字はすぐ出てくるわけです。それを出して下さい。

○説明員(大島靖君) 可能な限り調査いたしたいと思ひます。

○委員長(久保等君) それではちよつと委員長の方から申し上げておきたいと思うのですが、この五表、六表のこの数字が簡単に出てくるのだけれども、この出てきた資料が一体どこから出たのか、それからそれがいろいろあちこち集められて厚生省で作り出したものならば、これの前提になる資料を、結論的なものがここにばつばつと出てくるけれども、こういう結論がどういふ資料に基いて出たのか、そういうことは出せると思ひます。統計部長はどうですか。

○説明員(大島靖君) 資料の出所については、ここに掲記いたしておりましたが、もちろん出所があるわけですが、いままでお出しできると思ひます。

○委員長(久保等君) それでは資料は、今阿具根委員から要請のあつた点それから今私が申し上げたようなこと

についての資料を御提出願ひます。

○小柳勇君 今資料の要求がありましたが、その追加を私も申し上げておきたいと思ふのですが、これは西欧民主主義諸国だけで、社会主義諸国との比較が全然ないわけですから、それがなぜないか、ついでにそれと今のような方法で一つお出し願ひたいと思ひます。いかがですか。

○説明員(大島靖君) 社会主義諸国の労働統計につきましては、大体こういうような計算をいたしますときも、大体ILOの統計局で収集いたします資料によつてあらはするわけなんです、ただILOの資料収集におきまして、社会主義諸国からはあまり資料が出て参らない、最近ばかりよく出だしたようですが、まだ全般的には出て参りませんので、社会主義諸国との対比というのは統計上ちよつと困難かと思ひます。

○小柳勇君 けしからぬですね、今までもう四年も前からアジア大陸の社会主義諸国について、それから東南アジアの方にも、相当日本の代表が行つておるはずで、労働省の統計部は熱意を持つてそのようなことをやる腹があれば相当のことか今までできていたと思ひます。そういうことで私どもとしては、西欧民主主義諸国だけと比べてもほんとうの今後の論議になりませんので、でき得る限り一つ、正確な、皆さんで今までおできになったところ、あるいはその努力をしていただきまして、そういうものを出していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○説明員(大島靖君) もちろん私も、今後とも海外の労働事情について調査をいたして参りたいのであります。

すが、残念ながら現在までのところ、国際的にある程度比較にたえ得るような統計ができていない場合もございまして、かつまた、かりにできておるといたしまして、まだ国際的な機関に発表されるなり、一般的に発表されるなりいたしておられない場合が多いのであります。従つて、現在のところ、統計的な比較は困難であります。しかし、今後ともできるだけ私どもも努力をいたしまして、そういうふうな調査もいたしたい、かように存じます。

○阿貝根登君 ちよつと追加して、むずかしいかもしれませんが、同じようなところ、統計の数字を出していただく場合に、為替換算率は、一九五七年のやつを出して、食料購買力はその五年も前のを出していただく、これはちよつと比較のしやうがまずいで、それから為替換算率が一九五七年ならばなるべくその一九五七年を出していただく、できなければ一年ぐらいの違ひならいいけれども、五年ぐらい前の購買力と五年もあとの名目賃金とこれはちよつと比較になりませんから、その点をもう少し親切にしたい、かように存じます。

○説明員(大島晴君) その点につきましては、食料購買力の比較は、先ほども申し上げましたように、かつてアメリカの労働省が実施いたしましたのが「マンスリー・レーバー・レベニュー」というのに載つておりまして、それがまず世界的に見まして唯一の資料なんです。で、その後、これ以上の比較というものはできていないのでありまして、従つて、五七年に近い年における比較というものは困難なんです、現在

利用し得る限りの範囲で、その間のものにつぎましてはできるだけ一番新しい年次をとつておるわけなんです。その点は一つ御了承願ひたいと思います。

○阿貝根登君 これはそういうやつであつたかもしれないけれども、私が要求しておるものは、新しいのができるはずですから、アメリカならアメリカ、英国なら英国で内が一ポンド幾らするということはわかるのですが、五年も十年も前のやつを持つてこないでも、カロリーを計算すればわかるのですから、新しいので、一つお願いいたします。

○小柳勇君 もう一つは、すでに社会制度の進んだ国、たとえばニュージーランド、オランダなどのその問題、最低賃金法の問題、格差の問題、非常に大事でありますので、社会保障制度の進んだあるいは生活保護に關して非常に意を用いておるところの国の賃金格差の問題についてでもできるだけの資料を御提出願ひたいと思うのですが、いかがですか。

○説明員(大島晴君) 総体的に、労働経済の国際比較については資料が非常に限られておるわけですが、従つて、限界はあろうと思うのですが、可能な限り、できるだけ努力いたしてみたいと思います。

○小柳勇君 労働大臣に質問いたしますが、今数字の上から最低賃金法のあつた国の賃金格差が非常に少ない。日本に比べて半分以上に格差が小さくなつておりますが、労働大臣は、各国の労働事情調査で相当歩いておられるし、ILO総会などにおいでになりましたので、最低賃金法とその賃金格差の問題について、大臣はどのように考えているか、お考えを伺ひたいと思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) しばしば私が申し上げておりますように、日本の賃金は産業構造の二重、三重というところで、日本のこれは独特の状態であらうと思ひますが、この統計にも示しておる通りに、非常に零細な企業が多い、従業員の数で言へば、いわゆる零細というものが約八〇％というところに来ておるようございまして。従つて、そういうところの生産性が落ちて、そのことが賃金格差を生ずる大きな原因である、こういうふうな私どもは思つております。

○小柳勇君 最低賃金法と格差との関連についてはどのようにお考えですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 最低賃金制のあるところはちろんそれなりに賃金格差を縮めることにあるいは役立っているかもしれないが、日本の規模別の賃金格差というものがあつたというものは、やはり産業構造が大きな原因をなしており、その生産性の劣悪なところに大きな原因がある、こういうふうな思つております。

○小柳勇君 そうしますと、現在なお日本では最低賃金法を持たない、従つて、直結いたしません、最低賃金法のあるところは賃金格差が小さいが、日本の方は最低賃金法がまだないので賃金格差が多いということも考えられる、と理解していいですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 最低賃金制というものは、やはり賃金格差を縮める一つの役割を果すことはあり得ると思ひますが、また、それなるがゆえに、私どもも最低賃金制をなるべく早く実施する方がよいと思つておるのであります、日本の零細企業、これの

一人当りの付加価値を見ましてもこの数字が示しておるような状態でありまして。従つて、しばしば私どもが申し上げておる通りに、政府としては最低賃金制というものを実施すると同時に、それに並行して一人当りの付加価値、生産性をどのようにつけて高めて得るか、こういうことが非常に大事な問題でありまして同時に、この零細な企業をなるべく早く合理化して、そしてその堅実な運営を力づけてやるということによつて賃金格差は当然縮まつてくる、両々相待つて努力をしなければならぬ、こういうふうな考えております。

○小柳勇君 その問題については、あとでまた重ねて資料が出ましてから大臣の御見解をいろいろたしていきまいたと思ひますが、この生計費関係資料が出ておりますが、私は、日本の労働者の現在における生計費、最低の生活をするための費用、そういうものについてこの表によつて説明をしておいていただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) 生計費関係資料について御説明申し上げます。第一表は、人事院が昭和三十三年の七月に給与勧告の説明資料として作成いたしましたものでございまして、東京における独身の成年男子の標準生計費でございまして。同じような調査を三十二年三月にもいたしておりますので、三十二年三月、三十三年三月とを比較して二つの欄にいたしてございまして。これによりまして、昭和三十三年三月には独身成年男子一人一日当りの基準カロリーは二千四百九十カロリーという算定をしております。これは昭和三十

二年度の東京市の国民栄養調査の結果を考慮いたしまして、従来二千四百七十カロリーとしていた基準カロリーを二千四百九十カロリーに改めておるわけでありまして。このカロリーの摂取するに足るマーケット・バスケットを構成いたしました、東京市の家計調査三月の価格を組合せて算定いたしました。と、独身成年男子一人一日当りの食料費は一日百十四円三十一銭ということになるわけでございます。以上のことから一月当りの食料費を算定いたしましたのが、月額という方の欄にあるわけでございます、これによりまして、それからそのほかの必要な衣服費、住居光熱費、雑費等を合計いたしますと七千五百六十円ということになるわけでございます、これが東京における独身成年男子の標準生計費であるという人事院の調査でございます。

それから第二表でございますが、第二表は厚生省におきまして、生活保護法による保護基準として策定したものでございまして。この生活保護法の生活扶助の基準額表でございまして、全国を四つの地域に分けております。この四つの地域と申しますのは、このあとの方の第四表——七ページと八ページに記載してございまして、このように基準で全国を四つの地域に分けてございまして、この分けました一級地、二級地、三級地、四級地につきまして、それぞれ算定の基礎を作つておるわけでございます。そして、第一類と書いてありますのは、年令別の男女別の基準額でございまして。それから第二類は世帯人員別によるところの基準額でござい

ます。

ます。これに電灯料、水道料を加算する。それから地区別にこれは全国を六つの地区に分けて、冬はいろいろ出費もかさむので、その関係の金額を加算するという事になっておるわけでございます。これらのものを組み合せて、第六ページにございまして、第三表のようにな計算になるわけでございますが、独身男子生活保護金額、これにつきまして生活扶助の今のよう算式によつて算定いたしましたものに住宅扶助——これは五ページの一番下についてあります住宅扶助標準額表で、これも地区別に家賃の級地区分というものを世帯人員別に作つてあります。この住宅扶助額を合算すると、たとえば一級地における独身男子生活保護金額は三千五百十円、二級地は三千二百四十円、三級地は二千八百九十円、四級地は二千四百九十円、これは十四才から二十四才のところに相当する金額でございます。冬季加算額は含まれておりませんが、生活保護の基準といたしましては、以上のような算出の基礎になるわけでございます。

それから第五表は、これは統計調査部において、国際労働統計年鑑一九五七年からとりました各国の家計消費支出の国際比較、労働者について比較したものでございまして、これは、ここにございまして、調査時期がそれぞれやや異なつておりますが、なるべく最近の資料によりまして、それによつて年間の消費支出を算定しておるわけでございます。それからこの年間の消費支出を、全体を一〇〇といたした場合には、その中に含まれる食料費、それから地代賃料、光熱費、家具維持設備費、それから被服費、その他というふうな費目がどの程度のパーセントを占めるかというのを計算いたしましたのが次の欄の数字でございます。この食料費のところを見ますと、日本は全体を一〇〇として四〇・七という事になっております。一番高いのはインドの八四という数字でございます。それから一番低いのはアメリカの都市におけるところの三〇・八という数字になっておるわけでございます。

他というふうな費目がどの程度のパーセントを占めるかというのを計算いたしましたのが次の欄の数字でございます。この食料費のところを見ますと、日本は全体を一〇〇として四〇・七という事になっております。一番高いのはインドの八四という数字でございます。それから一番低いのはアメリカの都市におけるところの三〇・八という数字になっておるわけでございます。

○小柳勇君 標準生計費を計算してみますと、エンゲル係数が四六です。今の国際比較で四〇・七になっておりますが、四〇・七にしますと、今の七千五百六十円というのは八千円をこすのではないかと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(堀秀夫君) この四〇・七と申しますのは、労働者の平均の数字で何といひますか、標準の数字でございます。それからこちらの方は生活保護の扶助をきめるものでございまして、まあ昨日も御説明申し上げましたように、きわめて軽作業を行なつて食べていけるというだけの数字の基礎金額になつておるものでございまして、その意味におきまして、この生活保護の方はエンゲル係数が高くなつておるという事に相なるかと思ひます。

○小柳勇君 私は前提で申し上げたように、最低賃金を論ずる基礎資料として、今労働省から説明を受けておるわけですが、標準生計費についてもエンゲル係数四六といふのは、国際標準の四〇・七よりも悪いですね。そういうふうなことで、しかも軽作業というふうなことで最低賃金をお考えになるという事については、これは根本

的な誤まりだと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(堀秀夫君) 私は、昨日も御説明申し上げたのでありますが、これらの生計費についてはいろいろな問題点があるわけでございます。たとえば厚生省の生活保護の基準というものはきわめて軽易な作業を行ふ程度のきわめて低いカロリーを消費するという程度のものとして記載してございまして、これをそのまま最低賃金の場合の生計費という事に起算すべきかどうかという事は、これはいろいろ問題がございます。これらのいろいろな問題点につきまして、現在ある資料はこのようなものでございまして、これらのものを参考とし、さらに具体的な問題になりまして各地区、各業務、各職種の労働者の生活にどれだけの労働力の消耗があり、それについてどれだけの再生産のための費用が必要であるかという具体的な調査をあらわさなければならぬものがございます。適当な最低賃金を最低賃金審議会が御審議願ひ、それを尊重して最低賃金を労働大臣が決定する、このような考え方で参りたいと思ひておるわけでございます。

○小柳勇君 この生活保護法の基準をこの論議の資料として持つてこれらとご自分で問題は問題だと思ひけれども、今お話を聞かれました、それを基礎にして、それに何かプラス・アルファとして最低賃金を論ずるときは基礎資料とするよりなふに今基準局長の頭の中にあるよりだが、そのように確認していいですか。

○政府委員(堀秀夫君) 生活保護の保護基準というのは一つの参考資料にすぎないのであります。われわれはこれを基準にしてこれに最もウェイトを置いて審議会に検討していただきたいというふうな気持はあります。本日お出しいたしましたのは、昨日の御質問の際に、この人事院の標準生計費とあるいは生活保護の保護基準の内容について資料として出せ、こういう御要望でございましたので御提出した次第でございます。

○小柳勇君 それから地域格差についても、これは東京都における独身成年男子標準生計費と書いてございまして、さっきの賃金については相当都市、地方に格差がございましたけれども、標準男子の生計費についての地域格差については一体どのようにお考えになつておるか、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) 生活保護の保護基準におきましては、全国を四つの地域に分けて、それぞれの格差を設けておるわけでございます。人事院の算定いたしました独身成年男子の標準生計費と申しますものは、これは東京についてだけ実施しておるわけでございます。これを各地にどのようにならしていかうかという事は、これはまたそれに値する調査をいたさなければならぬと思いますが、これはたとえば公務員等におきまして地域差を若干設けていふというよりなものの一つの参考になると思ひます。しかし、それだけをもつて算定することはもとより危険であると思ひますので、これは各地区におきましてそれぞれ問題になりました業種、業態と地区につきましても具体的な調査を行なつて、これを参考資料として検討していく、こういう方法をとら

なければならぬと考えております。

○小柳勇君 具体的な調査を行なつておつたやうな資料も、各地域のもの、もう相当長い調査の資料があるわけですね。従つて、そういうふうな各地域の成年男子なり、あるいは標準家族なりの生計費の格差などの表、そういうふうな資料も次の機会にお出し願ひたいと思ひます。それはよろしうございませう。

次は、最低賃金を決定する場合、四つの方法がございまして、最終的に、たとえば業者間協定などで決定しない場合は、中央賃金審議会の答申を待つて、労働大臣が決定することになつております。そのように労働大臣が御決定になるときに、この生活指数なりあるいは生計費というものを、どのような基礎において判定されていくか、その基礎的なものをお教え願ひたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) 具体的に最低賃金を検討いたします場合には、まず最低賃金審議会におきまして、三者の委員の方から十分御検討を願つた上で、その意見を伺つて、これを最大限に尊重いたしまして決定したいと思ひております。その最低賃金の策定に当たりましては、賃金審議会においてはもとより、それからわれわれの方の意見も尊重して決定する際の基準といたしましては労働者の生計費、類似の労働者の賃金、それから通常の事業の賃金支払い能力、この三つの基準を考慮あわせて、そしてこれらをもとにして御検討を願ひ、われわれもまたそれをもとにして判断をする、このような態度で進んでいきたいと思ひております。

○小柳勇君 中央貸金審議会並びに地方貸金審議会というものが、相当の今後勧告なり決定なり、申請権を持つわけでございますが、地方におけるそういうような労働者の実態に対する判定の基準、そういうものについては、中央は一体どのような対策を持つてこれを基準化していくか。各地方基準局長がばらばらに資料を持つておつたんでは、これは何も全体的な最低賃金といえないんですが、このことについて、具体的にどのような考えを持つているか、お聞きします。

○政府委員(堀秀夫君) これはまず第一次的には、各府県内だけの問題につきましましては、各都道府県基準局長が、同じく各府県ごとに設けられております三者構成の地方最低賃金審議会に御検討を願ひまして、その御意見を尊重して決定する、このような考え方でありまゝです。ただその場合に、問題がその地域だけでなしに、ほかの地域、全国的に波及するといふような関連があると思はれるような問題につきましましては中央貸金審議会、そして行政官庁としては、労働大臣がみずからその御意見を伺つて決定する、このようなことで調整していききたい。なお、さらに各都道府県だけの問題につきましても、これを全国的な観点から調整する必要があるかどうかといふような重要な問題につきましましては、これは中央最低賃金審議会を、この法律が実施の時には、さつそく開催いたしましたので、これらの問題もあわせて御検討願ひが必要があれば、それに伴う措置を行う、こういう考えで進みたいと思ひます。

○小柳勇君 衆議院の答弁などを聞きますと、業者間協定については、すでに二

年有余指導してこられたようであるが、各県の基準局などに対して、そのようなものを、今までの基礎的な判定の事情なり基準について、どのように指導してこられたか、お聞きしておきたい。

○政府委員(堀秀夫君) 業者間協定の援助につきましては、昨日も御答弁申し上げましたが、一昨年の二月、労働問題懇談会から、全会一致で意見書が労働大臣に出されました。その中には、一つは中央貸金審議会が休会中であるが、これをすみやかに招集して、最低賃金制はどのようなものが我が国においては適当であるかという検討を開始すべきであるといふこと、もう一つは、業者間協定の中に、最低賃金条項を織り込ませて締結するといふことは、最低賃金制の基礎を形作る上からいって、きわめて有意義と考えられるので、政府はこれに対して必要な援助を行つべきである、このような意見書があつたわけでありまゝです。これを受けて、労働省から各地の基準局長あてに、業者間においてそのような動きがあつた場合には、必要な援助を行うように、こういう通達をいたしたわけでございます。ただし、これはあくまでも法律に基づくものではなくて、事実上の援助でございます。われわれとしては、業者間締結の援助につきましては、たとえば貸金分布を調査して、あるいは経営状況の調査をして、あるいはそれについていろいろな資料を提供してくれといふような御依頼がありました場合には、これを提供するといふような援助の仕方をしておりまして、内面的にどの程度の金額が妥当であるといふような援助はいたしてお

らないわけでございます。

○小柳勇君 ただいまですと要請いたしました資料については、早急の一つお出し願ひたいと思ひます。それから概論的なものとして、なお国際労働事情との法案との関係について質問していききたいと思ひますけれども、時間が参りましたので、私はきょうはこれで質問をやめまして、次の機会まで質問を保留いたします。

○委員(久保等君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員(久保等君) 速記を始めて。暫時休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後二時九分開会

○委員(久保等君) 休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

最低賃金法案について御質疑を願ひます。

○小柳勇君 午前中に引き続いて概論的なものを、特に国際労働事情と政府が提案いたしました最低賃金法との関連を論議するに当りまして、一、二質問しておきたいと思ひます。

第一は、午前中に、西欧民主主義諸国の労働事情については質問いたしましたが、そのような国で現在最低賃金法がどのように実施され、労働者の生活を保護しておるかという点について、この労働省の資料がございまして、重点的にこの資料によつて御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) 資料としては二つをお配りしてございます。「諸外国における最低賃金法の概要」、主

要国最低賃金法制一覽」、この二つに分れております。

そこで、まず第一に、この諸外国における最低賃金法の概要、これにつきまして御説明申し上げます。

第一は決定方式でございますが、先日本御説明申し上げましたように、決定方式といたしましては大体四つの方式が考えられるわけでございます。第一は貸金委員会方式でございます。第二は仲裁裁判所方式、第三は法定最低賃金方式、第四は団体協約の一般適用方式でございます。

貸金委員会方式は、労使を含む貸金委員会を設置いたしまして、この貸金委員会が決定機関であるものと諮問機関であるものと二種類ございまして、この貸金委員会において最低賃金を決定するか、あるいは貸金委員会の意見によつて行政官庁が決定するか、その二つに分れております。これに属するものとしたしましてはフランス、イギリスがありまゝですが、決定機関と認められるものはイギリス、ノルウェーで、イギリスは農業貸金委員会が決定機関と認められております。諮問機関と認められるものはフランス、スイス、インドそれからフランスの国内労働委員会がございまして。

それから仲裁裁判所方式は、仲裁裁判所が労使の争議に裁定を下し、裁定に含まれる最低賃金条項を裁判所の宣言により、同種産業の一般労働者に適用せしめるものといふような方式でございます。この例といたしましてはニュージーランド、オーストラリア等がこの方式を採用しております。

次に、法定最低賃金方式は、直接成

文法の中に最低賃金率を規定するものでございまして、これはアメリカ、フィリピン等にその例がございまして。ただし、アメリカの連邦公正労働基準法はこの方式をとつておりますが、いわゆる州際産業でない州内企業につきましては、各州によりまして各州が規制しておるのであります。この各州の規制方式は、貸金委員会方式をとつておるものが大多数であるように考えられる。州によりましては最低賃金法を設けておらない州もあるわけでございます。

次に、団体協約の一般的適用方式でございますが、これは国家関係機関が宣言によつて特定労働協約の賃金条項を同種産業労働者に対して法的拘束力を持たせる拡張適用方式でございます。これは大陸諸国におきましてその例が多く見受けられるところでありまゝ。フランス、西ドイツ、スイス等がこの例でございます。

次に、決定基準でございますが、これはいろいろな基準を設けておりますが、同種産業の一般賃金率等を明文に設けておるものはフランスの国内労働法がございまして。

次に、労働者の生活費を明文に設けておりますのはアメリカ、フランス、ブラジル、フィリピン、メキシコ、コロンビア等でございます。産業の支払能力等の経済事情を基準としてきめると明文に掲げておりますのは、アメリカ、フィリピン、南アフリカ、コロンビア等が立法せられております。その他の要素を考慮して定めるものにはアメリカ、フランス等の立法例が三つございまして。

それから適用区分でございしますが、全国全産業について定めるものはアメリカの連邦公正労働基準法、フィリピン最低賃金法、フランスの労働法典中の、これは団体拡張適用方式と併用しておりますが、全国最低保障賃金がこれに当るわけでございします。

次に、業種別、職業別、地域別に定めておるもの、これはいろいろな国で採用しておりますが、例といたしましては、イギリス、西ドイツ、インド、ブラジル、メキシコ等がこれに該当するわけでございします。

次に、横書きの方について御説明申し上げます。

これはアメリカ、イギリス、フランス、フィリピン、スイス、インド等につきまして、その概要を記載したものでございします。

アメリカにつきましてまず御説明申し上げます。この表はまずその法律の名前と、制定、改正月日を一番左に記載しております。その次に概要、それから委員会等の権限、行政庁の権限、国会との関係、それから意見聴取、決定基準、周知方法、それから例といたしまして、最低賃金をきめておるものにつきましては、その最低賃金額の例を一番右に記載しております。

アメリカの公正労働基準法は一九三八年に制定され、その後累次の改正を経て一九五五年に改正をされております。最低賃金額は法律の中に規定されておるわけでございします。法律によつて現在は一時間一ドルという規定が設けられておるわけでございします。これは先ほど申し上げましたように、州と州との間の精算取引がまたがるよ

うないいわゆる州際産業に適用があるわけでありします。

次に、イギリスの賃金審議会法でございしますが、これは一九四五年に制定され、一九四八年に改正されておりますが、賃金審議会が作成した賃金規制案に基づき、労働大臣が賃金規制命令を公布するということになっております。

賃金審議会には中立委員三名以内、当該産業労働使代表については、そのつど大臣により同数が任命されるが、おの十五名以内とされております。次に、行政庁と賃金審議会との関係につきましては、これは諮問機関でござい

ますが、賃金審議会の提出した賃金規制案につきまして、大臣がこれは実行したいと認めたときは、理由を付して再審議に付することができるといふ規定が設けられております。なお、そのほか慣行といたしましては、法律にはございせんが、再び同じ意見を提出して参りましたときには、これに従つて措置をするような慣行になつて

いると承知しております。次に、同じくイギリスの農業賃金法でございします。これは一九四八年に制定されまして、先の賃金審議会法が一般の産業に適用されるのに対しまして、農業につきましては、農業賃金法

があります。これも同じような委員会組織になつておりますが、委員会の権限は決定機関ということになつておるの、一般の産業の場合と違つておるわけでございします。

次に、フランスでございしますが、フランスは労働法典の中に最低賃金の規定があるわけでございします。そしてその第一といたしましては、全国全職業最低保障賃金があるわけでございしま

すが、これは団体協約最高委員会が理由を付して労働社会保障大臣に意見を提出する、労働社会保障大臣と経済事情を担当する大臣が、この委員会の意見と、一般経済事情を考慮して閣議に報告を提出し、閣議で全国の最低保障賃金を決定する。これは地域に分けて決定するわけでございします。

それからその次のページに参りまして、同じ労働法典の中に、団体協約による最低賃金の規定があるわけでございします。これは労働社会保障大臣が最も代表的な団体の一つの請求に基づきまして、または職権により団体協約最高

委員会に諮問し、団体協約最高委員会が理由を付した意見を出しますと、これを得た上で、労働社会保障大臣が労働使に対する拡張適用命令を決定して拡張適用を行つ、こういふ考え方であるわけでございします。

同じく家内労働につきましては、同じく労働法典の中にありますが、熟知事または労働社会保障大臣が県委員会または全国委員会の意見を聞いた後、作業所要時間及び時間賃金率を定める

ということになつております。それから次はフィリピンでございしますが、フィリピンは、アメリカの公正労働基準法にならなしまして、一九五一年に最低賃金法が制定されてあります。ただし、これにつきましては五人

以上の労働者を雇用する非農業及び十二ヘクタール以上の農企業に従事する労働者の最低賃金を決定しているの、ありまして、それ以外のものには適用除外があるわけでございしますが、これにつきましてはやはり法律で最低賃金額を規定しております。マニラ周辺とそれ以外に分けて規定しているわけでございします。

次に、スイスでございしますが、これは先ほど御説明申し上げましたように、大陸系諸国に属しますもので、団体協約の拡張適用方式をとつておりますが、法制といたしましては一九四三年に制定いたしました団体協約の適用範囲の拡張を承認する連邦法というのがございします。これは全協約当事者の申請により州の指定する当局または連邦参事会が利害関係者、並びに州の意見、並びに中立専門家の意見を聴取した後、団体協約の拡張を決定するといふことになつております。

それから一九四〇年に、家内労働につきまして家内労働法を制定しておりますが、これは連邦参事会が職業委員会及び関係各州の意見を聴取した後、最低賃金を決定する。それから家内労働につきまして同じく団体協約の拘束力宣言によつて拡張適用を行つといふような規定があるわけでございしま

す。最後に、インドでございしますが、これは一九四八年に制定されました最低賃金法がございします。これによりまして、最低賃金率を初めて決定する場合は、中央政府あるいは州政府が委員会を任命し、最低賃金率について勧告

させ、その勧告を審議した後、または政府が原案を作成した後、官報に掲載し、関係者に申し立てを提出させる。これを審議した後、最低賃金率を決定することになつております。最低賃金率改正の場合は、同じく中央政府または州政府が諮問委員会を任命し、最低賃金率の改正について勧告すると、その勧告を検討して改正の決定をする

わけでございします。と、大体こういう仕組みになつておるわけでございします。

○小柳勇君 今たぐさんの国の最低賃金法を説明になりましたが、この中でこの産業構造なりあるいは労働者の実態なりで、日本と似通つておる点、特にこの日本の今提案されておる最、最低賃金法を作られるに当つて、どういふところを一番重く参考になされたか、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、中央賃金審議会においてこのような資料をお配り申し上げまして、そうしてこれ等を参考に御検討を願つたのでありますが、各国の例

を見てみますと、このことに掲げました例を見てもおわかりになりますように、一つの賃金決定方式をとるよりは、幾つかの決定方式をからみ合せて実行しておるというような法制が多く見受けられるのでございします。そこでわが国におきましては、結局いろいろな方式を組み合せてすることが、わが国の中小企業の実態、経済の実態

に照らしまして、適当ではないかと考へられる結果、結局柱を四本立にして、業者間協定に基づく最低賃金、業者間協定に基づく地域的最低賃金、労働協約に基づく地域的最低賃金、それから最後に賃金審議会の意見を尊重して労働大臣が職権で決定する方式と、この四つをからみ合せて決定することが妥当であらうと、こゝに御意見が出て参

りましたので、これに基づきまして本法案を作成した次第でございします。○小柳勇君 今のその中央賃金審議会の答申については、あとでまた論議いたしますが、ただいまのこの外国の最低賃法の説明を受けた中では、業者間協定を主とした最賃法というのは見受け

ないように思ひますが、ほかにどこか

日本のようなところがございますか。

○政府委員(堀秀夫君) 業者間協定方式に似た例をいたしましては、アメリカの公正労働基準法のもとになりまして、た全国産業復興法の中で、労働大臣が業者間のコードを作成されて、これを認可することによって、この業者間コードの中にある最低賃金条項が最低賃金になるというのを始めましたわけでございます。これがもとになりまして、漸次進展いたしました。アメリカの現在の連邦法ができておるわけでござい

ます。なお、これはこの最低賃金法案におきます業者間協定方式と申ししますが、名前はそうになっておりますが、結局におきましては業者の申請に基づきまして、労・使・中立三者構成の賃金審議会が審議をいたしまして、その意見を尊重して、労働大臣が最終的に決定するということになっておりますので、賃金委員会方式の中に入れて差しつかえないものではないかと、このように考えております。

○小柳勇君 今回の案に似たような法案です。三者構成の委員会が決定するようになっておりますが、今、政府から提案されている業者間協定の第一に問題とする点は、業者が同種産業の、同じ地域の業者が最低賃金を決定するところでありまして、今の例に言われたアメリカのその委員会の性格と、業者間協定できめようとする性格とはどのような似た点があるのですか。

○政府委員(堀秀夫君) アメリカの業者間協定の例として申し上げた先ほどの事例は、これは最低賃金審議会というような三者構成の審議会の諮問意見は経ないわけでございます。要す

るに、業者間協定を結びまして、これを大統領が認可する、こういう形になっております。従つて、これはやはりあくまで業者間協定のなまのものがそのまゝ出てくる、こういう形になるわけでございます。現在提出しております最低賃金法案はそうではなくて、それを三者構成の賃金審議会において十分御審議を願ひ、それでその御意見に對して労働大臣が最低賃金を決定する、このような方式をとつておるわけでございまして、この賃金審議会の場において労働者、使用者、中立の意見が反映され、十分検討が戦わされるといふことを期待しておるわけでござい

ます。

○小柳勇君 次の問題は、この各国の法律の中で一番問題としなくちゃならぬ点は、労働者並びに使用者の意見を對等に聞いてきめていくという点でございまして、この日本の今御提案される法律では、その点が非常にないがしろにされておる、こういうふうに感ずるのですが、その点いかがですか。

○政府委員(堀秀夫君) 業者間協定に基く最低賃金も、労・使・中立三者同数構成の賃金審議会において御検討願ひまして、そうしてその結果出て参りました意見を尊重いたしまして、労働大臣が決定する、このような仕組みになつておるわけでございまして、この賃金審議会において、労働者及び使用者の意見を反映させていただくという考

えでおります。なお、さらに、必要がありまふ場合には、賃金審議会に専門部会を設ける規定もございまして、この専門部会におきましては、さらにそれより下の段階のなまの企業関係者、それから企業の従業員、あるいはそのほ

かの利害関係者等もお集まり願ひまして、専門部会において、まず専門的な十分の検討をした上で、賃金審議会の總會に出し、賃金審議会がそれによつて意見を提出する、このようなことになつております。

まあ以上のように、業者間協定の場合におきましては、賃金審議会の意見を十分尊重する、こういうことになつております。それからそのほか、労働協約に基く最低賃金、最後に職権決定に基く最低賃金の議決がござい

ますので、これら四つの方式をからみ合せて実施していくことが、現段階では適當な方策ではないかと、考えておるわけでございまして。

○小柳勇君 そうしますと、第九條から第十條、第十一條などの賃金決定の順序というものは、逆にしてもよろしいということになると思ふが、いかがですか。

○政府委員(堀秀夫君) 九條、十條、十一條は、全部同じ考え方できておるわけでございまして。ただこの場合におきまして、九條は業者間協定に基く最低賃金、それから十條はそのいわば拡張適用的な最低賃金、それから十一條は労働協約に基く、やはり拡張適用的な最低賃金、こういうことになつておりますので、順序はこの順序になつております。その間のウエー

トと申しますか、それは全然同じ考え方でおるわけでございまして。

○小柳勇君 各論について後日また討論いたしますから、先の問題に返ります。国際労働事情に入っていきますが、最低賃金など賃金を決定するといふことは、各国とも労使對等の発言力をもつてきめるといふ原則について

は御異議ございませんか。

○政府委員(堀秀夫君) 各国でもそのような原則で、そのような考え方である施しております。そのような考え方では最低賃金法が運営されることが望ましいと考えております。

○小柳勇君 そのような考え方は、政府提案の今回の最低賃金にも一貫してあります。

○政府委員(堀秀夫君) そのような考え方を十分取り入れて策定したものと考へております。

○小柳勇君 十分取り入れてというところでは、この文章の中には、ずっと読んでみますと、一貫した表現の中では、そのようにとれないのですが、それがあなた方が考えているように、労使對等の立場で賃金を決定するという原則、労使對等の立場で最低賃金をきめるといふ原則が貫かれておるとするならば、この表われた文字の修正なり変更、そういうものについては政府としても考へるといふ余地がござい

ます。

○政府委員(堀秀夫君) 政府といたしましては、この法案を策定するに當りまして、約半年の長きにわたつて、労・使・中立三者から構成される中央賃金審議会におきまして、わが國の實情に適した最低賃金制はいかにあるべきかという点について御討議を願つたわけでございまして、この中央賃金審議会において非常に御熱心な御議論が展開されましたが、半年の後に、御承知のような中央賃金審議会の答申が労働大臣に提出されたわけでござい

ます。労働省といたしましては、これをそのまま尊重いたしまして本法案を作成したわけでございますので、政府とい

たしましては、この中央賃金審議会において十分御検討を願つた上で、労働大臣に提出された最低賃金に關する中央賃金審議会の答申を尊重してこの法案を決定したわけでございまして、この法案が中央賃金審議会の御意見に最も合致する法案である、内容である。将来の問題といたしましては、いろいろ理想論をいたしてもいろいろ問題が出てくると思ひますが、わが國の現段階におきましては、以上のような過程を経まして提出された答申の線に沿つて作成いたしましたこの法案をまず実施するということが、現実の現段階におきましては適當な措置ではないかと、このように考えておる次第でござい

ます。

○小柳勇君 適當な法案であるかどうかについては、後日討論いたしますが、中央賃金審議会の精神というものが、諸外國における労働者の賃金決定は労使對等の立場で決定するという立場に貫かれておるといふことについては確認してよろしうござい

ます。

○政府委員(堀秀夫君) 中央賃金審議会におきましては、そのような各國の事情も十分御検討になりました。これと日本の經濟の實情をからみ合わせまして、兩者を並行して検討された上あのような答申を出されたわけでござい

ます。もとよりそのような配慮は答申の中にも入つておると私は考へております。

○小柳勇君 この國際労働關係で、各國の労働最低賃金法が制定されておるところの國の賃金格差というものは少いといふことが午前中わかりました。私どもとしては、私どものいろいろの

調べによりすると、最低賃金法を制定してあるところの国は、零細企業も中小企業もあるいは大企業の間においても、賃金格差というものは非常に少く、また、全体的な、国全体の男女間あるいは地域的な賃金格差というものは非常に少く、理解いたしておられるが、その点についてはどう確認してよろしくございませうか。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま御提出いたしました中で、たとえばアメリカ、イギリス、フランスというところにつきましては、確かにお話のようない賃金格差も少く、点が受けるけれども、それからドイツでも同様でございますが、これは賃金格差が非常に少く、これは最低賃金法の早期の実施を可能ならしめたという点もございまして、また、逆に最低賃金制が賃金格差の縮小に役立った、こういう二つの――まあどちらが卵か鶏かという議論はしばらくおきまして、両面の作用があつたとわれわれは考えております。その他、現在最低賃金制を実施しております各国は大体四十数カ国あるわけでございますが、それらの国、他のいろいろな国の実情につきましては、これは残念ながらわれわれのところへその賃金事情までの資料は集まつておりませんので、その点についてどうかということまでは申し上げられませんが、たとえばアメリカ、イギリス、フランス、西独というよりなところにおきましては、ただいま申し上げましたように、最低賃金法の早期実施と、それから同時に、賃金格差の閉きが少ないという点がからみ合つておるといふことは、お説の通りであらうと私は考えます。

○阿具根登君 関連。前の問題です。中央賃金審議会の諮問に完全に沿つておると言われますが、中央賃金審議会は満場一致でこれはきめて答申したものですかどうですか、お尋ねいたします。

○政府委員(堀秀夫君) 中央賃金審議会は約半年の長きにわたりまして、いろいろ御検討を願つたわけでございます。その間におきまして、一時は労働者、使用者側の意見が全然対立するところの過程もございましたが、最後の段階に至りまして、現実的な最低賃金制をすみやかに実施するためには、もう少し両者を調つて話し合う必要があるのではないかと考え、審議会の中に設けまして、この小委員会でもいろいろ熱心な御議論が述べられたわけでございます。そうしてその結果、中央賃金審議会におきましては、ここにありますような答申を労働大臣に提出することにつきまして意見が一致したわけでございます。この点は全員の一致があつたわけでございます。ただし、その内容につきましては、これは労働者側の意見の中には、この答申の内容そのものに全く賛成であるという立場の方もおられましたし、一部の委員の中には、内容には賛成で、きない点があるという御意見もございました。しかし、全員ともこの答申を労働大臣に提出するということについては、満場一致で異議なくこの答申が提出されたものでございます。

○阿具根登君 身には反対であるというのがある、こゝういふわけですね。
○政府委員(堀秀夫君) 労働者側の一部の委員にはそのような御意見があつたわけでありませう。
○阿具根登君 一部の委員というのはどういうことで使い分けになつておられるか。
○政府委員(堀秀夫君) 具体的に申し上げますと、この最低賃金制に関する答申を最終の総会で検討されましたときに、同委員からは、ただいま申し上げましたような、内容には賛成できない、しかし、答申を出すことには異議はない、こういう御意見があつたわけでございます。反対に全労系の委員の方々は、この答申の内容にも賛成である、答申を出すことにももちろん賛成である、こういう御意見であつたわけでございます。

○阿具根登君 その中央賃金審議会の内容の詳細は私どもにはわかりませんが、現実には起つておる問題として見る場合に、ただいま全労系と言われましても、全労系にしても、この最低賃金法案に反対であつて修正の意見を強く打ち出しておられるというところは、これは御承知の通りでございます。そういういたしますと、答申は労働者側は全員賛成したけれども、この法案に対してはこれは全員反対だといふことになるわけですね。現在出されておるものは、総評系にしたところ、中労系にしたところ、全労系にしたところ、およそ労働者を代表する組合というものは、全部、これを、あなたがたがおっしゃる通りに、これを内容を確認しておると、そうじゃなくて、非常に強い修正の意見なり反対の意見

なりがあるというところは、労働者の意見がそつくりこれに入つておらないというところは、お認めになりますか。
○政府委員(堀秀夫君) 中央賃金審議会の過程は、先ほど御答申申し上げた通りでございます。この中央賃金審議会の意見に基いて、これをそのまゝ尊重して政府の法案を作成したわけでございます。その後のいろいろな情勢につきましては、阿具根先生も御承知のようない情勢でございます。しかし、私どもは、政府案に反対と、絶対反対といふことはなくて、修正すべきである、こういう御意見である、われわれは押承をしております。
○阿具根登君 そういふ意味合いも含めて大臣に答申されたものと、その答申の含みとしては、国会で十分審議してもらつて最良の線に直してもらいたいといふのが、賛成された側の意見もそういふふうに集約できると、私はかように思いますが、どうですか。
○政府委員(堀秀夫君) そのような御意見を当時持っておられたかどうか、これはそのような御発言は別にございませんでしたので、私も、それはそのようない意見が内心ありであつたかどうかという点については、承知しておりません。あるいはそうであつたかもしれない、そうでなかつたかもしれない、そのときは出ておりませんでしたので、私も、それについてははちやととお答え申しかねます。

○阿具根登君 委員会の答申として、おっしゃる通りだと思ふんです。しかし、現実の問題といたしましては、およそ組織されておる労働組合がこれに対して非常に不満があるといふことだけは、これはいろいろな手を通じて皆さんのところにも陳情をしてきていると思ひますが、それはお認めになりますか。
○政府委員(堀秀夫君) われわれの手元にも、労働者、労働組合各界からいろいろな陳情なり要請なりが参つております。しかし、その中には、こういうような原則には絶対反対だといふようなお考えの方もございまして、修正してとにかくこの国会で必ず成立させてくれと、こういう御意見の方もあつた。しかし、いずれにしても、そのあとの方の御意見も、修正して成立させてくれ、こういう御意見であると押承しております。

○阿具根登君 わかりました。
○小柳勇君 あつた二つだけ、この国際的な問題について質問いたします。第一は、労働団体がどのようにしての最賃法について協力してきたかという点について、できるだけ詳しく御説明願つておきたい。
○政府委員(堀秀夫君) この各国の法制におきましては、この最低賃金法を制定するに当りまして、労働組合を含む各界の代表者の意見をいろいろ聴取されて実施されているわけでございます。それからこの賃金委員会等があります。国におきましては、賃金委員会の中に労働組合の代表者がお入りになつておりまして、これらの御意見がその場を通じて、十分運営に反映されておるとわれわれは承知しております。

○小柳勇君 インドの、今第二次五カ年計画に入つておりますけれども、初めに作り出した最低賃金法が賃金締制のために、組合が、初め賛成していた

することになつておるわけでございますから、この賃金審議会の場において同僚同等の条件で検討を願ひ、それを尊重して政府がきめるということになるわけでございますから、三条の趣旨に合致しておると、このように考えます。

○阿具根登君　ちよつと……。その前の問題ですね。きのうの問題をもう返してしませんけれども、その三者構成の審議会で審議するとおつしやられなけれども、その前の条件があるわけな

んです。それは生活費と、それから他産業との比較、支払い能力、こういうものが入っておるわけなんです。そうすると、これは矛盾している。しかも業者間で出される場合には業者だけでやるから支払い能力に一番ウエートがかかってくるじゃないか。形はあな方は審議会があるから労働者の意見もそこに入るじゃないかと言っておられるけれども、その前提になつてゐるものが入らないようになってゐるじゃないかと、こういうことが問題になるわけなんです。

○政府委員(堀秀夫君) これは昨日も御答弁申し上げておりますように、生計費、それから類似の労働者の賃金、それから通常の事業の賃金支払い能力と、この三つがやはり同じウエートにおいて最低賃金決定の際に勘案されなければならぬ基準として設けられておるわけでございます。そこで、通常の事業の賃金支払い能力というものが勘案されるわけでございます。これは昨日も御答弁申し上げましたように、別に個々別々の企業が、自分のところでは最低賃金をこれじゃ支払えないというふうな言いわけを許す趣旨ではありませぬ。事業が正常なる運営をなしておる場合に期待される賃金支払い能力のことでございます。そうしてこの三つの原則を基準にいたしまして最低賃金を決定する、このような条件を設けたわけでございます。各国の事例を見てみましても、この三つの基準を設けている国は相多当いわけでありませぬ。また、最低賃金論の最低賃金に關しまする国際的な通説といわれておりますリチャードソンの最低賃金論を見ましても、三つの基準を最低賃金の決

定基準としてあげておるところでございます。通説の事業の賃金支払い能力という点を勘案することは、これは国際的にも認められておるところであると考へます。

○阿貝根登君 ちよつとその点違つて私は思うのですがね。もちろんそれは三十年も四十年もこの三つの柱で論争されたことは事実です。この三つの問題が論争されたことは事実であるけれども、その終局においては、この法律は労働者保護であるのか何であるのかという点になつて参りまして、これは労働者保護の立法である、いわゆる通常の事業の賃金支払い能力と、それから生計費というものはあくまで平行線である。必ずこれは相いれないところがある。その審議の結果、この法律案は、これは労働者保護立法であるから、生活費がもちろんこれはウエートを占めなければならぬというところが出されておるわけなんです。それを御承知ならリチャードソンのそれをさういうふうな解釈されるのはおかしいと私は思うのですがね。違いますか。

○政府委員(堀秀夫君) 最低賃金法案の第一義的な目的は、低賃金労働者の保護にあることはお説の通りであります。われわれもそれについては全然同じ意見でございます。ただ、これを實施していく場合の方法でございますが、わが国のように、中小企業が非常に多い、しかもこれに非常に低い賃金の労働者が多数に分布してゐる、しかもその原因と考へられますものは、これはまあいろいろの御議論もございまして、何と申しましても付加価値と申しますか、あるいは生産力の差というふうなものが一つの大きな原因になつておるわけでございます。そこで、そのような実情にあるものが国におきまして——もとよりこれは最低賃金の額を高いところに定め、これをだんだんと向上させていく、この方向についてはわれわれも全然同意見でございますが、最初の出発点から通常の事業の支払い能力をこえるというふうなところに最低賃金をきめて、そのため中小企業が多数破産して失業者を出すというふうなことになるましては、これはやはり角をためて牛を殺すような弊害も出てくると思つております。漸進的に理想に向つて前進していくと、こういうことが必要であらうかと思つておるわけでございます。その意味におきまして、この三つの基準というものはやはり考慮して、これらの三つの条件を勘案して、三者の意見を十分そこで戦わせていただいて、おのずから妥協なところに額を求めていくということが適當なやり方ではないかと考へるわけでありませぬ。

○阿貝根登君 それが違うところでございます。それは日本よりも後進國のところでもこの最低賃金をきめる場合に、あなたが説明になりましたように、業者間協定というものは、賃金格差の少ない、それもいろいろある一部に、アメリカにこれに似たようなものがある。それも全部の問題じゃありません。アメリカの一部の問題をとりえておるわけですよ。そこだけじゃないよ。うなものを、なぜ日本がさういふことを非常に強く言わなければならぬのか。どこの国が業者間協定というのを認めておるかですね。どこが認めておるか。いろいろ小柳君の質問に対しては、アメリカの一部がさうであります

と言いますけれども、アメリカはそれだけじゃないですよ。そうすると、フランスにしたところで、イギリスにしたところで、ドイツにしたところで、どこがさういふことを認めておるか。しかし、やはり保護立法であるから、あるいはさういふ場合もあるかもしれない。極端な場所ではこれは非常に賃金支払い能力に欠けるところがあるかもしれない。しかし、それをウエートに持つていくならば、これは最低賃金法という精神は、これで踏みこたれてしまふ。いわゆる安い賃金で、失業者は、日本のように多いところにはそれに食いつくのはわかつております。だから、さういふことのないように、生活を保護するために、労働力の再生産力を増進するためにさういふものを作るわけなんです。それに業者間協定というものをとりたうならば、しかも、その前提が支払い能力というのであるならば、賃金審議会に上つてくる場合には、業者の気持が入つてこない、さういふことになるのじゃないか。だから、これは労働者の意見が入つてこないじゃないか、さういふこととなるわけですね。考へ方そのものが、あなた方にそれをいへば、これはつづけるじゃないか。つづけるものに對しては何ら措置を考へずにただほうりつづけるので、さういふことをすればつづけるのだ、さういふ意見であるのか。それじゃそのアメリカの問題を抜かした、別の諸外國の三十數カ國といふものが最低賃金といふものを認めておるのだから、最低賃金を認めたのか、つづけた場合には政府はどういう手を打つたのか、それでなかつたら

つづけるはずですよ、あなたの意見からいくならば。なぜつづけなかつたのか、さういふ点、一つ詳細に御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) 業者間協定そのものをそのまま審査しないで、最低賃金として告示するといふようなことではお説の通りであらうと思つておるわけでございます。そこで、この法案におきましては、同数の労働者を含む賃金審議会において十分御検討を願つて、そこで御審査を願ひ、その御意見を尊重して労働大臣が最低賃金を決定する。さういふ仕組みになつておるわけでございます。それから、私は個々の企業者が自分のところは払えないのだというふうな氣ままな使用者がありつたし、また、さういふふうな不適当なもの、当然賃金審議会において、それは適當でない、さういふことになると思つておるわけでございます。賃金審議会において、十分労働者側の意見は反映されると思ひます。

第七部 社会労働委員会會議録第十九号 昭和三十四年三月十九日 【参議院】

○阿貝根登君 今の答弁は納得できぬのです。あなたは、日本の問題だけ言われたのです。諸外國であつたの言われるようなILOのさういふ精神であるならば、アメリカの一部を抜かした以外に、全部業者間協定なんかないですよ。さうすると、あなたは、私らが言つての對しては、企業がつづけるだろ、さういふことを言つておられるわけですよ。そんならほかの三十數カ國は、企業がつづけたところがあるでしょう。それを教えて下さいといふのです。つづけてないとするならば、政府はどういう措置をとつておられるか、それを一つ御答弁願ひたい。さういふことを言つておるのですから、そ

年には完全雇用法というものをアメリカは出してあります。その関係から見ても、これはなかなか今おっしゃったようなことでは私はないと思う。これは一つ私は、この論議はあとでしたいと思ひます。きようはやめます。

労働省のお出しになつた各国の最低賃金法の中冒頭に四つの方式があつて、本来労働者の生活水準と類似労働者の要するに賃金ベースとの関係、支払い能力があつたけれども、最近の最低賃金をきめるときには支払い能力というものは中心的な考慮の外だといつて労働省の概念には結論をつけておきます。これも一つ御記憶願ひたいと思ひます。

それから今のILOとの関係ですけれども、これは今までのやつはあとでまた意見をお聞かせ願ひたいと思ひます。この今の最低賃金決定制度の創設に關する条約の二条の問題の中の御説明のときに、たとえばよその国は審議会が発議するとか、審議会に個々に申請があるとかして賃金を決定しておるから、そこで労使の意見が十分に取入れられておるから、そういう概念でいろいろさまざまであるけれども、条約を批准しておるとおっしゃいました。しかし、私は、よその国の四十九カ国の条約をつぶさにここで言えといへば、私もそこまでは勉強いたしておりませんから言えませんが、たといはイギリスの例をとつてみたところで、問題が明らかになつたら上の組織から下の労働者を加えて、そこで労働者の賃金はどうかあるべきかという形で審議会が発議する、こういう形であるわけであつて、その前提条件に一つの固定したものを、三者構成とかを

そういうところに持ち込むというふうなところはおそらく私はないと思ひます。先ほどから聞いておると、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会というものは三者構成だとおっしゃいますから、それはその通りでございませう。その通りで、そこであらゆるものがきめられるというなら、前提を法文に書く必要は何もないのじゃないですか。そこだけ主張して二十六号の三條の二項に合致するのだ、するのだとおっしゃるなら、業者間の協定の申請、これの拡大云々というふうなことは法文にお書きになる必要はないじゃないですか。私はそう思ひます。それを書いておる以上は、そこに目的があつてお書きになつておるから、ILOの関連についてはそこを直さない限り、この二十六号批准ということは無理じゃありませんかというのを言つておるのです。これは批准との関係を言つておるわけであつて、意見はあります——意見はありますけれども、批准の關係だけを見ても無理じゃありませんかと言つておるのです。

○政府委員(堀秀夫君) 業者間協定に基く最低賃金を取り入れたものに過ぎません。これは中央賃金審議会、わが国の実情では業者間協定に基く最低賃金を採用することが今の段階では適當である、こういう答申が労働大臣に対して出されましたので、それをそのまま取り入れてあるわけであつて、そのまゝアメリカの場合には、三者の委員会にかけるといふよりなことはありませんが、わが国では三者同様の審議会にかけてその御意見を尊重してきめる、こういう方式をとつておるわけであつて、労働省の統計調

査部で出したこの資料につきましても、産業の支払い能力が基準として採用されることは少いと思ひます。しかし、こういうふうなお尋ねでございしますが、おそらくこれは十四ページのものを言つておられると思ひますが、ここに書いてありますのは、「各国の法律においても、実際に産業の支払い能力が唯一の基準として採用されることは少く、労働者の最低生活水準の保持、他に比べて不当に低い賃金の引上げなどと併用されているのが普通である。」こう述べておられるのでありまして、産業の支払い能力だけを唯一の基準として採用しておることは少い、こう書いておるわけであつて、三つの基準を同時に掲げるといふような事例は他国にもあることは御承知の通りであります。

○藤田藤太郎君 だからその議論はあつたにいたします。しかし、方向としては、各国の実情はそういう方向にあるといふことを、ここに書いておるといふことを言つたので、これはまあきよりの問題にいたしませんけれども、問題、あなたはさつき、条約でもいろいろ今私が申し上げたような問題がある。勧告ならなおさらはつきりしておる。ILOに再加緊するのには一生懸命になる。常任理事国——十大産業国の理事国になるときに一生懸命になる。しかし、その精神や実態をどういう工合につかんで理事国になるか。こゝとは聞くところによると、理事会議長にまで立候補を日本がしておるといふことを聞いておるのだけれども、私はなかなか思つておるわけでもない、これは一つ世界の傾向に沿うようにしても

らわないと、ただ権利だけ主張しても、みんなの義務というものはたな上げするといふことでは、私は国際間のつき合ひといふことはなかなかむずかしい、こう思ひます。きようは関連で今の問題だけで、だからきようはやめておきます。

○小柳勇君 衆議院の速記録を見てみても、今の発言を聞きましても、私も、政府案は業者間協定をおもひにこり前面に出した最低賃金法だと言つておる。このプリントにも書いてあるのです。「業者間における最低賃金協定の状況」、これは労働省から出たプリントに書いてある。このように、この政府の法案というものは、世間のほとんど一般の學者も、労働省自体が業者間における最低賃金だと言つておる。ところが、局長の話を聞いておると、地方最低賃金審議会、あるいは中央最低賃金審議会といふことが前面に出ております。全部網にかかると、それからといふことで、それだつたら業者間協定と言つたつて、地方賃金委員会方式、こういうふうな看板を書きかえて条文を整理しても差しつかえございせんか、そこを一つ説明していただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) 業者間協定の状況報告というものをお出しいたしましたのは、最初御要求がございましたので、業者間協定に關する資料を出してくれという御要求がございましたので、提出いたしました次第であります。ですから、ただいまの、しからばそういうことであるならば、字句を訂正したかどうか、こういうふうな御意見でございしますが、これにつきましては、やはり私もいたしましては、中央賃

金審議会の最低賃金制に關する答申、これをお読みいただきますればわかりますように、政府案と同じ文句を使つて書いておるわけであつて、その内容、それによりまして、この法案の内容をきめたわけであつて、私も、中央賃金審議会の答申の線を尊重して、そのまゝ法案を作成するといふことが、中央審議会に諮問をして、半年間御苦勞なさいまして、きわめて御熱心に御討議の上御答申があつたわけであつて、それに従ひまして法案を作成して提出した次第であります。

○小柳勇君 何度言つても堂々めぐりをしておりまして、これは各論のところまで再討論いたしますが、今私が主として問題にしておりますのは、ILOの二十六号条約に違反しませんでしたかと申しましたところが、いやもうこの政府の原案通りでもすぐ批准できるのだといふことでございしますが、それはそれとして、私は意見として、このような法律では労使対等で、労働者と使用者が対等で賃金をきめるというふうな原則にもとつておる、このような見解を持つております。

次に、私さつきインドの最賃法を言いたしたのは、一九五三年のアジア地域會議の賃金決議というものがございまして、これは東京で開催されておりますので、日本の労働省としては特にこの主役を演じておりますが、一九五三年九月二十四日、東京において次の決議を採択した。第四項に、「最低賃金または賃金一般の規定を目的とする立法手段による賃金の決定及び調整は、三者構成機関を通じてこれを取りきめるべきものであり、こ

うしてきめられた賃金は、必要に応じまた定期的に検討されなければならぬ」と、こう書いてあるのですね。このようにして、アジアの中における日本の最低賃金決定の方式というものが、私どもが今法律を見るときにおいては、業者間協定の言葉の通りに、業者間、地域における同種の業者がきめて、そうしてそれを申請すれば、中央賃金審議会も地方賃金審議会もおそらく変更できないのではないかと、そのままだと、あるいは当分という言葉を言うかも知れない、あるいはやむを得ずという言葉を言うかも知れない。そういうことで、それがその地域の、あるいはその種の産業の労働者の最低賃金となつていき、今度次にまた、地域が違つた場合には、若干違つたものがその地域の最低賃金となつていく、午前中の質問では、私が質問いたしましたのに、たとえば標準生計費というものについても、各地域においても、相当すると、日本中において格差はありましようとも、全国的に見たらそう大した違いはないだろう、そのようなものがわかつておりながら、なお、この業者間協定を、業者間協定というこの言葉というものは、こういうようなアジアの決議、あるいはILOの勧告、そのようなものに相当の隔たりがあるのではないかと、そう私どもは考えるわけですね。その点について、もう一度局長並びに大臣の一つ見解も聞いておきたいと思う。

○政府委員(堀秀夫君) アジア地域会議の決議を私手元に持っておりますが、そういう事情を記憶しておられます。あの決議の趣旨はもとより尊重されなければならぬと考えております。

す。たしか原文でスルー・トライバタイト・マシーナリーという言葉が使つてあつたと思ひますが、三者構成の機関の審議を通じて決定されなければならぬ、このようなことになつておつたと思ひます。私は、その意味で、この中央最低賃金審議会、それから地方最低賃金審議会、この三者同数の審議会の審議を生かして、そうしてこれを尊重して労働大臣が決定をいたすというによりまして、この趣旨に沿ふるのではないかと考えます。なお、その運用につきましては、さらにこの決議の趣旨、さらに条約のみならず、ILOの三十号勧告の趣旨についても十分尊重して、できるだけこれを生かすようにして運営されなければならぬのではないかと、このように考えております。

○国務大臣(倉石忠雄君) 政府委員の申し上げた通りであります。

○小柳勇君 次に、ILOの第三十号の勧告の中に、三条に「如何なる場合に於ても、関係ある労働者をして適当なる生活標準を維持することを得しむるの必要を考慮すべし。」と書いてあります。午前中の答弁の中で、生活保護というよりなものを基準とは言われませんでしたけれども、そういうものを参考にすることと発言しておられる。私どもは生活保護基準というものはぎりぎりの生きる線であつて、労働者が再生産する生活ではないと考える、その点についての、このILOの勧告と、この法案の関係についてどう考えておられるか。

生活保護法による保護基準並みということで決定されたのでは、生活保護法の場合はやはり職もなく、あるいは多少何か仕事をしたいにいたしまして、きわめて軽い程度の仕事を営む程度のものでありますから、それと異なつた職種なり作業なりにつきましては、相当高度の作業、あるいは中程度の作業を営みます場合には、その労働者の再生産に要する費用という点がもとより加味されなければならぬことは当然であらうと考えます。そのILOの三十号の勧告の趣旨につきましても、これは今後の運用の問題になるわけでございますが、十分に考えて審議会でも御検討をいたさなければならぬと、それから労働大臣あるいは都道府県局長も決定の際に十分検討しなければならぬところであると考える。

○小柳勇君 生活費標準については資料提出を要求しておりますので、資料で再び議論いたしますが、中央賃金審議会並びに地方賃金審議会というものが一貫した生活費標準というものを持つておつて、それによつてこのようになあとの賃金決定をやつてゐる四つの方法がございますけれども、その判定する場合の基準というものはみな同じである。業者間協定で出ましたもの、あるいはそれが労働協約で出てきたもの、あるいは最終的に最賃委員会できめるもの、その基準というものはみな同じである、そのように確認しておいてよろしくございませうか。

○政府委員(堀秀夫君) 同じ地区の、同じ種類の、同じ態様の作業、職種に従事してゐる労働者の最低賃金ということになりますれば、もとよりそれは同じ線が引かれるべきである、このように考えます。

○小柳勇君 この最低賃金を論議する前提となる概論的なものを討論いたしまして、時間が参りましたから、各論的なものはまた後日に質疑することにしたします。

○委員長(久保等君) 総務長官も見えましたので、本案に対する今日の質疑はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

○委員長(久保等君) それでは次に、労働情勢に關する調査の一環として、駐留軍労働者の離職対策に關する件を議題といたします。御質疑を願ひいたします。

○小柳勇君 先ごろ来、駐留軍労働者の離職問題について質問をいたしておりましたが、三月中にまた首切りが発生いたしておりますし、四月以降についても首切りが予定されているように承つておりますが、関係者の方から、その実情について報告をお願いいたします。

○委員長(久保等君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(久保等君) 速記を起して。

○小柳勇君 それでは労働大臣に質問をいたしますが、軍直用労働者を調達して保護するものか、労働省で保護するものかというこの区分が明らかでないわけですね。そのようなことで、先日総務長官にいろいろ質問しておきましたけれども、なお決定を聞いております。

ません。私どもとしては、当然労働省が一般的な労働者として保護していくものだと理解いたしておりますが、労働省でそのような御議論がなされたのかどうか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 軍の直用あるいは間接雇用を問わず、いずれも労働者に対する一般的な保護については労働省がなすべきであると、そういうふうに考えております。

○小柳勇君 離職する者が続出してありますので、離職対策については本部でいろいろ協議されておりますが、たとえば職業訓練なりその他失業対策について、労働省として、あるいは労働大臣としてお考えがあれば、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 軍関係に働いておられる者は、今申し上げましたように、直接たると間接たるを問わず、その保護については私どもの方で一貫して受け持つておる、そういうわけでありませう。従つて、今お話がありましたように、離職対策等については、御承知のように、総理府の中に特別な委員会を設けてまして特に力を入れておるわけでありませうが、労働省はもちろんそのことについて離職者に対する職業訓練、それからまた、配置転換等については私どもの方で一生懸命で協力をして、こういうことでございませう。

○小柳勇君 細部の問題はあとで担当官から聞きますので、大臣には、最後に、駐留軍労働者からこのような切なる要求があるわけですね。国民金融公庫、商工組合中央金庫に対する融資の額を増額して駐留軍労働者の離職対策

として特別に考えてもらえないものだろうかという要請がございますので、経済閣僚として閣議などでそのような問題が出ました場合に、特別に一つ労働大臣からも、そのような労働者の保護の政策の一環として融資できるような御発言願いたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) このことも先ほど申し上げましたように、政府部内で連絡協議会を持つておりますので、できるだけそういうことについては、労働省の立場から協力いたしたいと、こう思っております。

○阿貝根登君 大臣に一つ御質問申し上げますが、前大臣のときにですね、駐留軍の数万名の失業者が出るということがわかつているから、それに対する対策を御質問申し上げましたときに、たとえば米軍が引き揚げたあとの施設、いわゆる國有の財産については、地方の特殊性により企業誘致その他がある場合には優先的にそれは払い下げをやる、そうして駐留軍の失業者がそういうところに就業できるようなこと、こういうことが言われておったのでございますが、その後、國有のそういう施設がどこかに譲渡されたことがあるかどうか、また、それによってどのくらいの失業者が吸収されたか、それをお尋ねいたします。

○国務大臣(倉石忠雄君) 御承知のように、ずっと前は調達庁を労働大臣が担当いたしておりました。それからこの問題はやはり対外関係が非常に多いし、また、政府の各機関が総合的に検討する必要があるということで、内閣に先ほど申し上げました離職者対策の連絡協議会というものを設けてまして、

従って、総理府の方で総合的調整のそういう努力をいたしております。詳細なことは私はよく記憶いたしておりますが、連絡協議会を担当いたしておる方で、それぞれの施設について非常な努力を継続いたしておる、こういうふうに承知しております。

○阿貝根登君 大臣帰られるからよく尋ねませんが、当時は軍が引き揚げたあとの施設というものは優先的に払い下げるのだ、譲渡するのだ、しかもそれに対して、その地方にマッチした企業を誘致していただく、こういうことで、しかもそれに対する雇用的人はこの駐留軍の失職をした人を優先的に考える、こういうことをはつきり言っておられたのでございますから、大臣がかわつたからその政策が變つたのだと、こうなればまた別な方面から質問申し上げなければいけないのですが、そのときのものはやはり引き継がれておるものと思ふ。そうすると、その後一年にもなりますが、どこかそういうことがあつたかどうか、また、そういう大量就業するような企業ができたかどうか。その問題も御存じであつたら一つ説明願いたい。そのあとでまた松野長官に質問したいと思ふ。

○国務大臣(倉石忠雄君) 政府のやつております駐留軍労働者の離職者対策につきましても、担当大臣がかわりまして、前の閣僚がここで申し上げたことについては、少しも退却はありませんで、むしろ前進するように政府は努力をいたしております。従つて、総務長官お見えでありますから、私も総務長官がよく実際のことは御存じであると思ふ。ただ一言申し上げておきたいと思ふのは、政府は

労働省だけでなく、特にこれは力を入れるということをやっております。また、もう一つは、労働省でも御承知のように、集約的に一カ所で大量の離職者が出るわけでありまして、そういう場所に向いておつた人々に向くような配置転換、あるいはまた、安定所でそこに出張所を設けてまして、そうして特別にその人々の就労あつせん、職業指導等についてやつておるわけでありまして。

○阿貝根登君 それでは、今の問題につきましても、昨年の通常国会で駐留軍の労働者の失業対策に対する法律ができて上つたんですが、それから二万六千名の人が首切られてゐるのです。そうすると……

○委員長(久保等君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(久保等君) 速記を起して。○光村基助君 私前回の石田労働大臣のときにこの問題で質問したことがあつた、内閣委員会に出てもらつて。毎年これは起ることなんですね。だんだん駐留軍が少くなるから、そのときも努力する、委員会を作つていくというふうなことをおっしゃるから、大体あなたの言ふことはつづり方教室じやないか、これは小学校や中学校のつづり方なんだから、離職する人を職業訓練をやつて失業救済をするんだというふうなことをいふことを言つたら、非常に怒つたというふうなことをいふ。毎年こういうことが繰り返して起るのは、内閣に委員会ができたからといって安心しておつたつて、私は松野さんに聞いたんですが、

これは救われないだらうと思ふんです。労働省というところは、失業者を救済したり、職業紹介のあつせんをするところなんです。ただつづり方のように、松野さんのところで委員会を作つて検討するじや、あしたでもあつてでも失業する人は救われないと思ふんです。こういうことをほんとうに根本的対策を立てて、たとえば例を引けば、あるいはその横浜ゴムに何人紹介するか、あるいは住友電機に何人紹介するかとかいうことをきめなければ、これは離職する人は何か私は安心できないと思ふんです。こういう点を前の大臣にも言つたら、大臣が非常に怒つてしまつて、そういうことは努力するんだと、何がつづり方教室だと言つて盛んに私に食つてかかられたけれども、やはりあなたの言われることも松野さんのこれから言われることと同じことだと思ふんです。そういうことじやあ駐留軍に働いてゐる人は安心できないから、ほんとに私がさつき言つたように、根本政策を立てても、それに対して何か一つ具体策ありますか。つづり方じやあだめなんだ、實際。

○国務大臣(倉石忠雄君) 前の労働大臣の名譽のために一べん私から釈明いたしたいと思ふんですが、前労働大臣が申し上げましたあの當時も、私も自民党の党内へも、地元の、御承知のように、駐留軍関係にまあ二つの労働組合がありますけれども、両方の方々がおいでになりました。私も、特にお話をしていただきましたが、特に私は、一年余にわたつて調達庁担当大臣をいたしておりました、若干駐留軍労働者の知識を持つておりましたので、党も政府に協力をいたしたわけでありまして。石田労働大臣が申し上げましたその趣旨は、やはり私が先ほど申し上げましたように、もちろんこの離職者の直接の対策は労働省がやるべきでございますけれども、やはり相手方が外國の政府でありまして、そういうものを折衝いたします諸般の事柄は、やはり御承知のように、合同委員会というふうなものに労働省も出ております。そこで、これはやはり総理府の中に総合的な施策をするものを設けた方が効果的であらうと思ふ。それで、そういう計画を立てたわけでありまして、労働大臣が申し上げましたのは、そのことを申し上げたのでありまして、決してつづり方ではなく、現にそれがございまして。で、私はもし間違つていけませんから、具体的なことは総務長官のお答えにお譲りする方がよいと思つたのであります。今、お話しのごさしましたような点につきましては、私も先般、たとえば相模原の軍司令官にも会いまして、私がやっている當時から希望しておつたのが、アメリカ人のものの考え方というものは、やはり勤めてゐる人がそこで離職すると、離れる方も、そこで閉鎖されたのだから出ていくのは当然だといったふうな、安直な考え方をもつてゐるようでありまして、また、解雇させる方でも、比較的安直な考えをもつてゐる、けれども、日本の終戦以来あつた駐留軍という特別なところに勤務しておられた人々であつて、大量に一カ所で失職するというふうなことは、われわれの方としては大

問題だから、軍の方に計画もおありだろからして、事前に一つ通報してもらいたいというようにことを軍司令官に申し、ごもつともなことをだといつたようなことで、われわれが非常に関方に要望もいたし、それからまた、期待もいたしているのではありませんが、しばしば問題になります追浜の軍施設等につきましても、目下松野長官の方でいろいろ具体的に計画をお進めになつておる。それからまた、そのほかに現にそこに出ておられます労働者につきましても、たとえば三十四年において、引き続き、関係労働者約二万名を初めとして相当数の労働者が発生されるものと私は見ておるわけでありま

す。政府におきましては、駐留軍関係労働者等臨時措置法がございますが、これに基いて設置されております先ほど申し上げました中央駐留軍関係労働者対策協議会、これがさきに石田君の申し上げましたものであります。これは中心に自立のための企業の育成、これは阿具根さんがさつきお触れになりました軍施設を日本の民間企業に払い下げて、そうすれば、その同種事業が行われるということになれば、そこに働いておるものも比較的によいところにそのまま就職できると、そういうようなことをつまり考え、またもう一つは、駐留軍に勤めております労働者というものは、特殊な技能をもっている者が非常に多いのでありますから、そういうことで本人が自立できますような職業訓練、あるいはまた、職業紹介活動の強化、そういうふうなことをいたして、できるだけ、多発地帯のこういふところに対して、労働省は特別な努

力をしていたしておるのであります。私の申し上げることで、一時間がかかりますので、あとで必要がございますならば、今申し上げましたようなこととで努力をいたしましたその数字的なことも、政府委員から御報告をいたして参考にしていただきたいと思います。

○阿具根登君 先ほど質問を中止しておりましたので、関連ですから、長くやりませんが、去年の通常国会から一年間の間で二万六千名の駐留軍の労働者が失業したわけですね。実際私どもの知る範囲内においては、そのうちの二割が二割足らずがやつと仕事について、こゝろい実情だと思つておる。そういったしうで、先ほど倉石労働大臣が言つたように、石田さんのときに駐留軍労働者対策委員会というのでございまして、これ一本で駐留軍の労働者に対する対策を立てるんだ、こういうことでその責任者に松野さんがおられるわけなんです。それからどういふ対策を立てておられるか、どういふことで吸収していききたいとお考えになつておるか、その基本的な考え方を尋ねておきたいと思つておる。

○政府委員(松野頼三君) 昨年一年に、この法律の施行後と、施行前と多少ズレがございますが、昨年、三十三年度六月からことしの一月までの報告が今きておりますから、この八カ月間を御報告いたします。人員整理が一万人八千、退職者総数が二万四千、この差額は、多少中間的な希望退職という名前になるかもしませんが、就業状況は、職安による就業率が約一十七万七十一名、企業組合団体、事業団体の結成によるものが約一千名、自衛隊職員の

募集が百四十名、合せまして一万一千二百数十名の者が一応就職というか、職を得たという形になりまして、残余の者がいまだ就業できておらない。これをパーセンテージにしますと、総数から割りますと、約四割七分、いわゆる人員整理の数から割りますと約六割という者が、一応就業状況が昨年以後は順調にできております。なお、お尋ねのごとく、過去の例をとりましますと、相当低い年もございまして、その前は約二割九分という年もございまして、その次に三割六分と多少ずつ上つてきておりますが、まだ完全とはいきませんけれども、昨年の後半期の八カ月間ではございまして、一応努力の跡は私は見えた、こゝろいふに考えます。

○阿具根登君 ただいまのお話だと、二万四千名のうち一万七十一名が職安の窓口を通じて就職しておる、こゝろい報告でございまして、私も受けておる報告では約二割に足りない、二割程度だ、こゝろいことが言われておるのですね、この一万何名が言われておるのか。ただその日その日の日用にたいの言つておるのか、紹介しただけなのか、実際それによつて生計を営んでおるかどうかが問題だ、こゝろいと思つておる。数字だけこゝろい出してくれば五割近い数字になつておる。しかし、実際私が知つた範囲内においては、生活ができないで苦しんでおる。こゝろいれば窓口を通じて一つの紹介だけの姿で現れたのではなからうか、この数字は、それでなければ、何か一日、二日の短期間の仕事にありついたものも

就職だと、こゝろい統計であげられておるのではないかとおもうのですが、その点はどうですか。

○政府委員(百田正弘君) これは私の方からお答えした方がいかに思ひますが、これは安定所における統計でございます。統計というよりも業務の実績でございます。そこで、これにつきましても、この数にございましては、これは全部常用のございまして日雇いは入つておられません。それから常用については紹介だけではございまして、紹介はこの三倍くらいになつておる。就職として確認した数字でございます。ただ、今先生のおつしやつたように、昨年の就職者と比べるとそうなる。しかし、それ以前からの方もおられるのですから、これは安定所の窓口で常用者として紹介した数の正確なものであると私は確信しております。

○阿具根登君 職安局長がさうおつしやるので、これはまあ正しい数字だ、こゝろいふに思ふなければなりません。私、今おつしやるように、それ以前の数字も含めておるのかもしません。私はその点までは明らかにしておりませんが、それは今後さういふふうにただ職安の窓口を通して就職をお世話する、こゝろい計画なのか、あるいは先ほど追浜の問題が出て参りましたが、追浜はすでにこれは駐留軍の手を離れておるこゝろい思ふのです。これに対する工業誘致をどういふふうになされておるか。もう一つたとえば立川基地なら立川基地を見てみる場合に、これは軍の使用しておる所が一部であつて、大部分は使用しておらない。しかし、軍が使用しておるからあとの半分ぐらゐに

なるか、三分の一になるか、三分の二になるか、よく現場へ行つておられますからわかりませんけれども、さういふのは遊休施設として遊んでおる。それらに対してどういふふうな考えを持っておられるかですね。いずれにしてもこれは特殊な技能を持つておるこゝろいことになれば、何かさういふせつかくの施設があるのに、しかもそれを優先的に民間に譲渡するのだということは一貫した政策のようでございますから、何かそれに対する対策が、抜本的なものがあるかどうか、松野長官にお尋ねいたします。

○政府委員(松野頼三君) 昨年の三十三年度一年のだけ申し上げます。三十三年度の九月が仙合のキャンプ、苦竹十四万坪、これはたまたま企業誘致中でありまして、キャンプ尾島キャンプ、ペンダー・キャンプ尾島の方は三菱電機に企業誘致の予定がございましてあります。キャンプ・ペンダーは富士重工に大体これは話が内定しております。キャンプ小倉、これは十七万坪で一番大きな面積でございまして、これも企業誘致を昨年以來やつておりますし、福岡県としてもこの誘致運動をやつておりますけれども、まだこの小倉の場合は、地域的な意味で応募者がまだ事直に言つてございませぬ。応募者がないの、私どもの方としては、企業誘致に相変らず努力をしておりますが、これは地域的な問題と地理的な状況、主としてこれは工業用水の問題と聞いておりますが、さういふ地域的なもので工場敷地としての問題がございまして、これは話が進んでおります。追浜の問題はちやうど実は一番新しい、ことしの三月三十一日までには全

なるか、三分の一になるか、三分の二になるか、よく現場へ行つておられますからわかりませんけれども、さういふのは遊休施設として遊んでおる。それらに対してどういふふうな考えを持っておられるかですね。いずれにしてもこれは特殊な技能を持つておるこゝろいことになれば、何かさういふせつかくの施設があるのに、しかもそれを優先的に民間に譲渡するのだということは一貫した政策のようでございますから、何かそれに対する対策が、抜本的なものがあるかどうか、松野長官にお尋ねいたします。

○政府委員(松野頼三君) 昨年の三十三年度一年のだけ申し上げます。三十三年度の九月が仙合のキャンプ、苦竹十四万坪、これはたまたま企業誘致中でありまして、キャンプ尾島キャンプ、ペンダー・キャンプ尾島の方は三菱電機に企業誘致の予定がございましてあります。キャンプ・ペンダーは富士重工に大体これは話が内定しております。キャンプ小倉、これは十七万坪で一番大きな面積でございまして、これも企業誘致を昨年以來やつておりますし、福岡県としてもこの誘致運動をやつておりますけれども、まだこの小倉の場合は、地域的な意味で応募者がまだ事直に言つてございませぬ。応募者がないの、私どもの方としては、企業誘致に相変らず努力をしておりますが、これは地域的な問題と地理的な状況、主としてこれは工業用水の問題と聞いておりますが、さういふ地域的なもので工場敷地としての問題がございまして、これは話が進んでおります。追浜の問題はちやうど実は一番新しい、ことしの三月三十一日までには全

なるか、三分の一になるか、三分の二になるか、よく現場へ行つておられますからわかりませんけれども、さういふのは遊休施設として遊んでおる。それらに対してどういふふうな考えを持っておられるかですね。いずれにしてもこれは特殊な技能を持つておるこゝろいことになれば、何かさういふせつかくの施設があるのに、しかもそれを優先的に民間に譲渡するのだということは一貫した政策のようでございますから、何かそれに対する対策が、抜本的なものがあるかどうか、松野長官にお尋ねいたします。

部完了、いわゆる地域的に一部は軍が
使いますから、使わない残余のものは
返還ということで、三月三十一日まで
には全部手続が完了する予定になつて
おります。その後において一月に返還
という意思がございましたので、約二
カ月間かかりましたけれども、三月三
十一日までには全部手続を完了いたす
予定でございますので、これも企業誘
致をして、ただいまのところ、応募者
が三社くらい今日まで来ておりますか
ら、三月三十一日から応募者の資格と
状況を見合せながら、主としてこれは
やはり駐留軍の問題ですから、駐留軍
勤務者をいかに吸収するかということが
当然企業誘致の大きな理由になりま
すので、そういう計画もあわせて三社
の中からこれは拾い上げたい。大体三
カ月もすれば一応固有財産としての整
理ができますので、夏ごろまでには
これは決定できると、こういう見通し
でおります。進行状況は古いのはたぐ
さんございますけれども、まあ三十三
年、昨年一年間の状態だけ御報告申し
上げておきます。

○阿貝根登君 まことにけつこうな御
答弁をいただいたのですが、それでは
たとえばキャンパ仙合・苦竹、尾島、
ペンダー、こういうところはすでに企
業誘致がきまつておる。こういうこと
になりますと、それに対する駐留軍雇
職者の吸収人員はどのくらい考えてお
られるか。これはその富士重工なら富
士重工、三菱電機なら三菱電機等は、
この企業誘致される場合に、相当その
問題を話されておると思うので、どう
いう状態になつておるか。それからま
た、追浜の問題は近いうちにそれがき
まるといふことですか、まことに

けつこうですが、そういう場合にもど
のくらいの駐留軍の離職者を吸収でき
るのかお話し合いをして下さるものと
思ひますので、その点、お知らせ願ひ
ます。

○政府委員(松野三三) 離職者の数
として、正確に今日のところ、まだ私
ども調べて参りませんので、あらため
て御報告いたします。

追浜の場合は、やはりあそここの立地
状況から希望者が多いのでございま
すから、希望者が多ければ、私どもの方
もなるべくよい使つていただきた
い。一社だけしかないときは、ある程
度向うが応募者が少いときは、なかな
か無理も言えませんが、これは三社が
正式に来ておりますから、三社の中で
収容者の多いものが優先順位に入るの
だ。そのあとで企業の内容が検討され
るのだと考へます。ことに私は、追浜
の問題につきましては、なるべく収容
人員の多いものを私の立場としては優
先順位にとつて参りたい。これは私だ
けではございせん、通産省及び各
省の問題がありますから、以上の見地
から、やはりほかの意見も出ましよう
が、私はやはり吸収人員の多いものを
推進して参りたい。三つありますか
ら、三つのうちで、一番多いものを推
進して参りたい。あとのものは実はど
ちらかという、誘致することに一生
懸命になつておりますので、必ずしも
条件といふことまで言つておりませ
ん。いずれわかりましたれば、あらため
て後日御報告申し上げます。

○阿貝根登君 ありがとうございます
○小柳勇君 一番初めに申しましたよ
うに、三月中あるいは四月以降のこの

首切りが発生いたします状況について
御報告を願ひます。

○政府委員(小里玲君) お答えいたし
ます。三月中に千六百五十二名、これ
はすでに解雇になつてしまつた者も含
んでおります。四月中に六百四十一名
でございます。

○小柳勇君 私の方で調べたのとちよ
つと違ひますが、原則に発表願ひたいと
思ひます。

○政府委員(小里玲君) 三月を申し上
げます。青森県が四名、それから岩手
県が八名、埼玉百十八名、千葉六名、
それから東京二百九十名、神奈川千四
十名、石川二十六名、島根一名、広島
八十九名、福岡五十六名、長崎十四名、
合計千六百五十二名でございます。
それから四月は、青森が五十一名、
それから岩手はございせん。福島に
二十六名、それから埼玉に九十六名、
東京四十四名、神奈川八名、新潟七
名、石川九名、大阪四名、和歌山二名、
広島三百十二名、福岡八十二名、計六
百四十一名でございます。

○小柳勇君 この三月中に首切られる
者が、四月の二十八日になりますと満
七年になつて、退職金の増額率がよく
なるわけですが、そういうものを勘案
して当然やるべきだ。これは、首切り
についてはもちろん反対でありますけ
れども、軍の移動その他の問題につ
いてはまたあとで聞きますが、最悪の場
合、首切のにしても、三月中にやるの
はあまりに理不尽であると思ひます
が、その交渉の経過について御報告願
ひます。

金において有利な取扱いができるので
ございませう。従ひまして、今月、来
月、その期日の到達間近の者について
格別の配慮をしてそれまで延期をす
る、このことにつきまして、実は調達
庁といたしまして先月の末以来、各三
軍、また、統合司令部と折衝を重ねて
参つておるものであります。府県におき
ましても、各キャンブにおいてそれぞ
れ交渉を続けて参つておるのでありま
す。本日も実は午前中、日米合同委員
会がありましたので、その会議の席上
においても私の問題で折衝に努めた
のでございませう。概括的に申しますと、
一二のものです、かようなことで延期の
措置のとられた箇所もございませうが、
全般としまして、向うとしてもその点
の配慮も加えて、できるだけ解雇数を
少くすることに努めてきています。今
までの解雇数の数字から見ても、特
に四月については少い数字になつて
いる状況……それからなお、仕事自
身がほんとうになつておるような
箇所、また、そういうものに対する労
務者の給与に關する予算問題、さよう
な問題等で、現状においては、どうに
もこれ以上の延期措置のとれないのは
まことに遺憾である、全般的につきま
しては、今のところ、遺憾ながらそうい
う状況になつておるのでございませう。
しかしながら、なおこれに關して特別
の工夫なり、配慮なりを加えれば、今
の問題の考慮ができやせぬかという技
術的問題、あるいは法律問題等のも
のも検討を加へまして、現在、また引
き続きこれから、まあこの問題の折
衝に鋭意進みたい、こういうふうに私
は思つております。

○小柳勇君 今からまた交渉されます
が、その見通し、それから金額は——
これで今千六百五十二名という数字で
すが、私の方では二千四百二名になつ
ておりますが、これはまたあとで数字
は確かめませんが、そういうものですね。
たとえば調達庁など、ほかの方で何か考
えるといふことまで、今の発言の中に
は含まれておるわけですか。

○政府委員(丸山信君) 数字の点は、
その概数のうちの、いわゆる七年勤続
に該当する者は、合せまして千三百名
程度かと思つております。それが現在
のところ、配慮を加えて整理数を少く
した結果もこうである。なお、これに
対する延期といふことについては、こ
の予算の繰出のしようがないというこ
とで、いよいよもつてこの要望の受け
入れができないのが実情なので、非常
に見通しとしては困難のわけござい
ます。

そこでたとへばその予算上の点等につ
いてはお配慮して、幾分でもこれら
の要望に沿へるような処置ができない
かどうかといふような点、また、もつ
と大きくは、特別な処置方法を軍全体
として取り得るかどうかというやうな
交渉を続けるつもりでありますが、現
在のこのところの見通しとしては、非常
に困難な状況にあるわけでございます。
○小柳勇君 これは調達庁長官が一人
で米軍と今交渉しておられるわけす
か。

○政府委員(丸山信君) 先ほど申し
上げましたように、キャンブごとには
各府県において知事さんがやつておら
れ、中央においては私が直接にやつて
おるわけでございます。しかしながら、
たとへば本日の委員会等におきまして

は、もちろん私のみならず、日本側の委員も私とともに話に乗っておるといふわけでございます。

○小柳勇君 松野長官、どうでしょうね。この問題を一つ離職対策本部の問題として四月二十八日と言いますと、もう一月月です。一月月のことで、退職金が一回も、一割五分も違うというところについては、七作、あるいはもうそれ以上長く働いてきた人もいるのですけれども、それを首切る場合に、それくらいの取扱いは米軍もやるべきであるし、日本の政府としても当然努力してやるべきだと思ひますが、離職対策本部の問題として、単に調達庁長官だけの問題でないことにして、御努力願ひたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(松野三三) 相手が米軍のことでございますから、日本政府だけで決定もできませんが、たしかこれはこの二年くらい前に、満五年になるときも同じようなことがございまして、あと一カ月で五年になるという方に対して、日本の労働法そのもののより、労働慣習から考えて、米軍に対して善処してもらいたいということも、過去においてやつた記憶もございまして、今回はこれに七年といふと、相当長期なことであるので、私もその状況を見て、そのことを非常に心配しております。もちろん調達庁長官も離職対策の一員でございまして、私の方の離職対策そのものも調達庁長官が代表してやつておりますが、より以上私自身においても努力したいと考えておるわけでございます。○小柳勇君 次は、離職対策について質問いたしますが、今ここで四割ぐ

らしいかまだ就労しておりませんが、多数の離職者がおりますが、根本的にたえば今の国民年金も今度の国会を通りまして、軍と政府との雇用関係でなくて、全部たえば政府の雇用にしておいて、そして雇用転換をする、それが軍の仕事がなくなつたら、すぐ国民年金の方とか何とか、こゝろから、それが政府の仕事がなくなつたら、軍が移動したから直ちに首切りという制度を根本的に検討すべきであらうという段階と思ひますが、この点どうでしょうか。

○政府委員(松野三三) 御趣旨の通りに、いきなり首切つたからといってそのまま放置せずに、できるだけ吸収できる政府機関に吸収することが第一義だと思つております。一番大きな問題はやはり自衛隊が随へ入つた場合は、主として自衛隊の企業者として、企業組合を作つての御用商人によつてこれを吸収するとか、あらゆる面をやつて、大体二千名くらいはいわゆる企業組合によつて自衛隊の仕事を引き継いでやつておられる方もたくさん出ております。なお、今後あらゆる面において自衛隊のみならず、自家営業として政府の認可、許可によつてタクシーをやりたいという方もたくさん出ておりますし、ことに最近では、東京あたり一番多いのではなからうか、近々のうちに、自家用自動車、営業用タクシーの許可合数が今審査をしておりますが、近いうちに増車の結論が出ますれば、私はこの問題も政府の認可、許可にかかわることですから、駐留軍の方を優先的にとるようになり、すでに運輸大臣には申し入れをしております。そ

のほか、政府の他の機関におきまして、当然御趣旨の通りに、あらゆる面においてこの離職者を優先的に使うことが妥当だと考えております。ことに離職者の方は非常に技術が一般労働者の方よりも高いレベルに達しておられますので、あるいはその通り一般労働者の中にぶち込んでできる仕事もあれば、非常に高いレベルと知識を持たれる方もありますので、そういう職種によつて一がいにはできませんけれども、私は適材の方は優先的に使うことは当然だと思ひし、また、それが労働対策上当然なことだと考えております。

○阿具根登君 関連して、ちよつと考へ方について松野長官にお尋ねするのですが、長官の話を聞いておれば、ただ米軍に対して交渉をするが、相手はアメリカの兵隊であるからというように考えがあるようですが、これは特に間接雇用の労働者は政府の責任で雇用されておるものと私は思つてゐるので、そつちをいふと、もつと考へ方が違つてこなければならぬのではなからうかと思ひます。もちろん使つておるのはアメリカであるけれども、雇用の責任者は政府にあるのだ、そつちをいふと、先ほどの質問でも、来月の二十八日までおれば一割からの退職金がある、そつちの話をまあ交渉するのだと、調達庁長官の話ではえらい先行きが暗いような話をしておられる。そつちをいふと、責任は駐留軍だけにあつて政府にはないのですか。政府はただ交渉をしてやるだけの責任があるのですか。どうもその点があつたらぬと思ひますが、どうですか。

○政府委員(松野三三) ちよつと間接雇用と直接雇用のお話と存じますが、ただいま調達庁長官の話しました米軍に交渉するのは、いわゆる間接雇用形式による方がちよつと七年になられる、こゝろの方に対する退職金の問題でありましたから、間接雇用は当然形式上は調達庁の長官、政府がこれを雇用し、供給の義務があるわけでございます。ただし、解雇の権利は米軍にあるわけで、これは供給も雇用もすべて間接雇用は調達庁長官が持つておるわけにはありません。供給の義務が調達庁にあるわけで、日本政府を代表して、そつちの今日の労働供給の義務でありますので、契約を自由にできないことが、今日アメリカと日本の政府との間にあるわけでございます。雇用者は政府との雇用契約ですけれども、義務としては、日本政府はアメリカに直接において供給する義務だけしかないもので、ここから今日の契約による規定が違つておるもので、従つて、アメリカがこれを要らないと言つたときに、それを日本政府の雇用として直ちに残すことが今日できませんので、それで米軍の意向がなければ、この間接雇用につきましても、形式は政府ですけれども、日本政府が直ちにほかの一般の役所の公務員の政府関係雇用とは違つて、ここに問題が存在するといふ話を申し上げたわけでありまして、なお、直接雇用につきましても、もちろん政府が全然関与しないわけじゃありませんが、契約当事者が米軍でありますので、従つて、採用も米軍が御自由であるし、解雇も米軍が自由である。多少直接契約と間接契約とは、どうしても責任の度合いがおのずから生

じてくる、こゝろの意味であります。○阿具根登君 そこで間接雇用の場合に、雇用主は政府にあるので、労働力を米軍に提供するのだ、米軍がこれを解雇した場合は、政府としてはやむを得ないのだ、こゝろなると直用と同じような姿になつてくるのです。直用よりもつとたちが悪くなつてしまへんか。政府が雇用しておつて、そしてそれを労働力を米軍に供給します。直用の場合は、米軍が勝手に自分たちが雇用して、それで首を切るの、これは少し違ふと思ひます。間接の場合とは違ふ。これは首を切られたが、雇用主は政府にある、使用者はこれは米軍にある、こゝろのような場合には、私はもつと身近な問題として感じなければならぬと思ひます。今度は間接と直接の仕事の内容を見てみると、ほとんど変らないようですね。そつちになつてくると、そつちの二つのあり方がいいのか悪いのか、いづれにしても政府としては、これは相当なやはり責任があるのではなからうか、こゝろいふに考へるわけですか。政府が雇つて、政府が首を切る場合には、これは特別な退職金が出ております。その点から考へてみて、もう少し政府が、日本に外国の軍隊がある特殊な事情にあるという立場にあるのだから、政府がもつとそれを一つ身近に感じ、対策を立ててもらわなければ、ただ相手が米軍だから、米軍だからといふことでは、おそろく慣習その他も違ふ米軍としては責任を非常に回するのではなからうか、こゝろいふに感じますが、その点どういふふうにお考へでしょうか。

○政府委員(松野三三) おつしやる

通り、政府が雇用契約の一応は管理者になつておられますから、政府がその場合における責任は当然ありますが、今日の支払い義務というものは、あるいは賃金の支払いが全部米軍が実は持つております。それで、米軍の予算に影響するところが非常に大であり、それ以外にもしも米軍が支払いをしない、解雇した者は調達庁で雇用するというプールの契約ができないものですか、それであくまでやはり予算の支出権というものを全部間接雇用にいたしまして、米軍が持つておるために、米軍の予算にこれが影響されるというので、日本政府の予算でこれを支払つておりませんので、そこには非常にむづかしい問題がある。もちろん政府が雇用者である以上、ただペーパーだけで責任を負うわけじゃありません。当然契約をしている以上、日本の労働慣習で契約を守るためには、政府は最大の努力をしなければならぬ。あえて日本政府だけでそれを決定することができないという意味を申し上げているので、どうかその辺を御了解願いたい。

○阿貝根登君 それはわかります。それで小柳さんの質問の関連になつていのですが、そうすると、約一カ月足らずで四月の何日か前にやめさせられる人ができてくると思うのです、今のままでいけば。しかし、調達庁長官の話では、この交渉をやつておられるけれども、必ずしもこのようにおられるけれども、非常に先行きが暗い暗示を与えておられるような感じが、そういう場合に、一体どうしてやればいいのか、交渉はしたけれども、だめでしたという結果になるのか、あるいはこれはどういふふうな処置をすればいいのだということでも考えが別個にあるのか、それを聞いておきませんか、ただ現実交渉はやつておる、来月の二十八日は刻々に迫つてくる。その前にばさばさ首切られる。これじゃどうもこうもしようがないので、何とか考え方別にならうか、こう思ふのですが、それに対してはどういふふうにお考えでしょうか。どちらからでもけっこうです。

○政府委員(丸山信君) お話の通り、この交渉の結果、米軍側が格別な配慮をするということにならないというのと、お話のように、その期日前に今の予定のような解雇が行われてしまふようなわけでございます。それについて、今交渉上、これをもつとこの事の性質から見ても、米軍と日本政府間の契約上の、いわゆる義務的なものとして必ずこういふような状況があるから、こうすべきであるというふうな議論になつていふ問題じゃないので、もつぱら大きい観点から、長年駐留軍のために働いた労働者が、ある時期を目前に控えて解雇になつていふ、そのためにせつかつたいい制度にも沿せない、これに対する格別なる温情的措置というところが非常なポイントになる問題なんだからでございます。従つて、なかなか今の理論的な折衝というよりなことで措置のつく問題じゃない。そこで、今までの交渉経過から見ましても、その事情は十分にわかっている。従つて、それに沿うように努力して、実は今出ている数字というものが相当少くしたつもりであるということ

と、なお、これ以上に考慮を促されても、予算の制約等からとうていでき得ないであらうということから、はなはだ暗い見通しと申しますか、難問題の交渉であるとして上げたわけなんだから、今段階で、それでもどの程度までどういふ工夫、工面によりまして目的の何分の一かでも達することになるかどうか、なお、引き続きの折衝を続けてみないとわからないのが実情なんだからでございます。

○阿貝根登君 これはいづれの日かアメリカの人はこれは帰つてもらうのですから、これはほとんどの人は全部失業するわけなんです。そうすると、それに対してどういふような話を聞いておれば、あまり感じのいいことではないです。ところが、松野長官が言われたように、二年前にそういう問題があつたときに、政府と私どもの間で一定の金額を相当長い間交渉したことがございまして、政府にも責任があるのだ、追つぱり出すのに、アメリカのようないやめたい人が、そんな七年も動いて、あと何日かすれば一割でもふえるから、せめての一割をくれ、そういう切ない要求でも、けるよりな人であるから、そこは日本の政府はそれをそのまゝ認めて、これは理論的にはやむを得ぬのだというふうなことではなからうと私は思ふのです。二年前ではそれでよかった。しかし、それに対して一定の金額で相当長い間これは論議をして、それに対して政府も相当考慮を払つていただいた。そうなつて参りますと、ただ理論的に、米軍と交渉するだけではなくて、そこまでの責任を持つてもらつて、交渉をやつていただければ、もつと私は血の通つた交渉になるのではなからうか、こう思ふのです。が、そういう点は、松野長官は非常によく御理解下さつておると思つたので、一つ御答弁願います。

○政府委員(松野三三君) この前も非常にまあ紛争が起きましたが、これもどうやら円満に解決いたしましたので、今回もなお前回に負けないように、今回も非常に今度は状況が變つておりました、二年前と非常に、どちらかというところ、今日残つておられる方は相当技術も優秀であることは明らかであります。しかも七年というならば必要なるものである。しかし、米軍の引き揚げ状況も最近非常に急速になつて参りましたので、米軍からいふならば一日も早く、こういふところですが、政府といたしまして一つ全力をあげて、この問題が円満に解決できるように努力いたします。

なお、これは法律的にいろいろいいましても、なかなか法律条文では、御承知のごとくなかなかむづかしいところがございますので、なお好意的に協議の方々も一緒に御協力いただいて、政府も十分その意を体して、この問題はあと数日になりますので、努力をなお一そう続けて参りたいと思つております。

○藤田藤太郎君 それでは松野長官に私はちよつと、あなたの方に行つていふと思うのだが、この中央協議会というのがなかなか、労働者の側から見ればもう一つ力を入れてもらいたいということになるわけですが、これはどういふことか。たとえば労働者の代表といふますかね、労働者の代表もここに入れるとか、この中央協議会に。または厚生省の代表を入れるとか、何かもう少し血の通つた方法で中央協議会を運営するといふお気持はどうでしょうか、あなたの感じは。

○政府委員(松野三三君) 厚生省の方は入つておらないのであります。幹事にも入つておらないのであります。が、これはぜひそういうふうな努力いたします。

なお、代表者の方も、私もぜひそういう感じでおりますが、実は私も運営上は過去の仕事を引き継いだままでありまして、私が就任して以来は、代表者の方となるべくより多く、機会あるごとにお会いしておりますし、なお、幹事の方もより以上に会つておることで、まだメンバーに入つておられないが、私は今日まで十カ月の間は連絡が非常によくつていふところに入つておる感じが、まだメンバーには入つておられないのであります。厚生省の方も幹事会のメンバーに入れて、さつそく私も考えてやつて参りたいと、こう考えております。

○藤田藤太郎君 だから、労働組合の代表もここへ入れて、そして共通の目標のために、離職した人をどう援護していくかというのだから、これは別にここでお前に聞かれたら悪いという話じゃない、一緒になつてよい方法を考へていくというなら、そういう労働者の代表を入れることがいいのじゃないか、駐留軍関係離職者等対策臨時措置法の協議会に……。そういう感じがいたします。

それからもう一つは、市町村にも具体的にやつぱり対策協議会みたいなものを作る必要がないかという感じを

持っておるわけですが、この点はどうですか。

○政府委員(松野頼三君) 府県ではそういうふうに対策協議会ができていて、ところもありませんが、市町村までは私もまだ聞いておりませんが、ことに大きなところの市あたりは、あるいはお説のように、集团的な地域があるところも考えていいかと思えます。ただいまこれは市町村までは今考えておりません。

○藤田藤太郎君 だから私は、より円滑にするためにその関係ある市町村に対策協議会を置いたらどうですかというところ……考えていないということだけれども、そういうことはできませんか。

○政府委員(松野頼三君) 今までの考え方——よしあしは別ですが、協議会という感じをやつてきたものですが、市町村が連合ならばこれは協議会という問題もありましようが、市町村単独というものは今までの構想ではありませんので、まあ市町村の連合体というわけで府県に作つたわけで、あくまでこれが総理府にあります中央問題、これは協議会として、実施するのは各省にまたがるものですから……、そういう考えで今までやつて参りましたので、推進上非常に支障があるならば考えますけれども、やはり何と一つでも協議会ですから、実施機関は別に、各省別実施になっておりますから、市町村の連合体という意味で、府県という考えで今までやつて参りました。

○藤田藤太郎君 そこなんです、一番大事なところが。今おつしやつた協議会ということ——府県協議会、中央協議会。で、協議会と委員会とどう違うかという議論ではなしに、その協議会の運営をやられていて、非常に軽い気持ちでこの議論に終つていっているのじゃないか、感じが、労働者からすればするわけなんです、だから、私が言つたのは、中央協議会にも労働者の代表を入れるということをしていただいて、また、一番関係のある市町村が結局めんどろを見ることがありますから、市町村に対策委員会みたいなものを作つて、中央と地方の協議会と市町村の対策委員会というふうな格好の中で、血の通つたと申しましようか、対象になった人も理解するような格好の運営というものを、やはり地方から生み出していただいた方がいじやないかという感じを持つていけるから、ちよつと尋ねたわけです。

○政府委員(松野頼三君) なお、私ももう一度研究して、その必要があればその方向にしたいと存じます。

○藤田藤太郎君 この前の特別金の——あれでは困るという面もあるけれども、国連軍のまた特別金の支給が解決してないようですね。これはやつぱり松野さん、一つ努力してもらわないかとこれはちよつと困るんじゃないかな。これは相当長い間の問題で、私ももう今時分はこの問題が解決して、あれだけじやいかぬから、今度出てくる人にはもつと多額な——所期の要求をしておいた問題まで今ここで議論を蒸し返しませんけれども、もう少しもたれた行政の妙味をここで見せてもらいたいというぐらゐに思つていたんだが、国連軍がまだ解決してないというのは、これはやはり早く解決して

もらわなくちゃ困るじゃないですか。

○政府委員(松野頼三君) 国連軍は、実は私の引き継ぎ事項の中の一問題の多い引き継ぎ事項でして、引き継ぎ事項の実は明文がまず第一である。引き継ぎ事項の文書の書類が残つておらないのです。しかし、そういう問題があることは当然わかつておりました。が、閣議決定も調べて参りました。法律も調べて参りましたけれども、なかなか法文のものが何も残つていないのです。そのまゝ私は引き継ぎまして、非常に実は前任者の話を聞きながら苦労しておつたのです。なお、そのほかにもう一つは、いろいろな案が出まして、一時は呉に会館を作るのだからとか、いろいろ案は案も出ておりましたけれども、その案の方もなかなか実は決定した案でもなかつたやうで、私たちも何らかさういふ未解決の問題を明確に解決したいというので、就任以来今日まで、ずつと念頭に描きながら、たびたび協議会では議題を出しておりますが、なかなか証拠物件と申しますか、閣議決定と、法律案に入つておらなかつたためにその明文がまだに解決してありません。それからどういふことをなさるのだとお話を聞きましたけれども、一、二の話を聞きました。が、その案も決定的なものでなかつたやうであります。また出しても出さぬともきめたものでもありません。そのまゝになつておつて、おつしやればいろいろありますしやけれども、まだ解決をいたしておりません。

○藤田藤太郎君 だから、解決いたしておりませんということを聞くのじやなしに、これを何とか解決をして下さ

い、する方法がないか。あなた松野さんは対策本部長なんだから、あなた協議会で議定を下して、これだけはやらなければならぬという今までの努力をここで花を持たせてもらいたい、それを一つ努力していただきたいのです。重ねてお願いしておきます。

○小柳勇君 特別給付金の問題で、この前言いました軍直の——メイドとは言いませんけれども、軍直労働者に対する特別給付金の問題はどうなりましたか。

○政府委員(丸山信君) メイドの関係は、これは実は日本政府雇用の形ではございせん、軍の各家庭等が直接雇用しておるといふやうな実質的な違ふ実情がございまして、法律制定当時からさういふものが除外されるという形になつておつて、そのまゝでございます。

○小柳勇君 メイドでなくてPXなどの軍直の労働者の特別給付金をこの前から再三再四要請しておるのだけれども、検討するといふことでまだ具体的に支給されていなくて聞いたのです。

○政府委員(丸山信君) 今申しましたやうに、あの特別給付金の支給対象の議論におきましては、明確に政府自身が雇用しまして、そうして軍の仕事に従事させる、これに対しては、雇用の主たる日本政府において、特に占領時代等においては非常に困難なる状態のもとに働いたこの方々に対して慰謝申し上げなければいけない、この趣旨からできましてございします。で、実はその方たち、つまり日本政府の雇用形態のないいわゆる直用と申しますか、そのものには範囲が及ばないということでございます。

○小柳勇君 及ばないという話であつたので、それを及ぶように検討してもらいたいというのがこの前の要請であつたわけですが、それからもう一つは、政府の雇用の労働者で、講和発効時点を越えているために、三千円で金額の変更がないやうになつておるので、あの政令の改正については検討されたことがありますか。

○政府委員(丸山信君) 政令によりまして、あの額につきまして、実施以後について、労働組合その他諸先生方とも、いろいろ御意見で、改定のことのお話も承つております。検討を関係者で加えて参りました。あるいは政令の制定のときから実は大きく議論された問題でありまして、重点は先ほど申しましたが、平和条約が発効される前、いわゆる占領時代において格別困難なる状況において苦勞をした方々に対する政府の賠償、これが一番の中心になるのでございします。それとの均衡、つまり平和条約発効後といへども、相当の年数になつておる人に何も措置がないといふのはあまりに均衡を失するといふ意見、こゝういふ事情からあつた一定の時期を区切りまして差別の政令の金額ができたわけでございます。そして、その後の検討におきまして、やはりその当時の議論が適当であらう、またなお、それに基く実施、まだ始めたばかりの状況である、こゝういふことから直ちにこれを改定するということには遺憾ながらなつておりません。

○小柳勇君 駐留軍労働者というものはだんだん減少されていきますし、ほかの労働者と環境が違ひますので、法律上とか理屈上とかということではなく

第一三〇一號 昭和三十四年三月六日受理
 あり、きゆう及びマツサージの保険取
 に関する諸願
 諸願者 長崎県島原市坂上町

七、五一三 岡本政則
外九名

紹介議員 本多 市郎君
社会保険制度の一環として国民皆保険が施行されようとしているとき、医療の一部分として国が法律で許しているはり、きゅう及びマツサージがいまだに保険制度から除外されていることはまことに遺憾であるから、一日も早くはり、きゅう及びマツサージの保険取扱いが実現するよう格段の配慮をせられたいとの請願。

第一三〇二号 昭和三十四年三月六日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 香川県高松市藤塚町二九ノ一七香川県クリーニング業環境衛生同業組合理事長 永平繁次
紹介議員 平井 太郎君

クリーニング業法に關し、(一)営業者は洗たく物の受取及び引渡のみを行うクリーニング所や洗たく物の処理について洗たく機及び脱水機を必要としないうクリーニング所以外のクリーニング所には、通常営業者が備える洗たく機及び脱水機を少くとも各一台備えなければならぬこととする、(二)クリーニング所に一人以上のクリーニング師を置かなければならぬこととする、(三)クリーニング所開設にあつては、あらかじめその構造設備について都道府県知事の検査を受け、当該構造設備が衛生措置を講ずるに適することの確認を受けた後でなければ、そのクリーニング所を使用できないこととする、以上三点の改正措置を講

ぜられたいとの請願。

第一三〇三号 昭和三十四年三月六日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 島根県松江市殿町二七島根県クリーニング環境衛生同業組合理事長 山本正夫
紹介議員 山本 利寿君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三〇四号 昭和三十四年三月六日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 神戸市生田区下山手通二ノ二九ノ三兵庫県クリーニング環境衛生同業組合内 佐藤友運
紹介議員 岡崎 眞一君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三一六号 昭和三十四年三月六日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 愛媛県松山市宮田町一〇七ノ三愛媛県クリーニング業環境衛生同業組合理事長 鈴木林三郎
紹介議員 湯山 勇君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三三七号 昭和三十四年三月七日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 東京都渋谷区幡ヶ谷原町八六〇 酒井善三
紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三三八号 昭和三十四年三月七日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市堀田町二六三栃木県クリーニング業環境衛生同業組合代表理事 石田三十郎外一名
紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三六六号 昭和三十四年三月九日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区麴町五ノ三東京都クリーニング環境衛生同業組合支部分 室城芳夫
紹介議員 鮎川 義介君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一三九二号 昭和三十四年三月九日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 長野県下伊那郡那那町中平二、三二五長野県クリーニング環境衛生同業組合代表理事 石田三十郎外一名
紹介議員 植竹 春彦君

業組合内 矢崎国男
この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一四〇九号 昭和三十四年三月十日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 佐賀市馬場馬場二七佐賀県クリーニング環境衛生同業組合理事長 萩原久市
紹介議員 松岡 平市君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一四一〇号 昭和三十四年三月十日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 神戸市生田区下山手通二ノ二九ノ三兵庫県クリーニング環境衛生同業組合内 老坂福太郎
紹介議員 成田 一郎君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一四二二号 昭和三十四年三月十日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 富山県越前町一富山県クリーニング環境衛生同業組合理事長 森谷一保
紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一四四八号 昭和三十四年三月十日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

横浜市中区住吉町六ノ六八神奈川県クリーニング環境衛生同業組合理事長 平尾城市
紹介議員 三木 治朗君
この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一四三二号 昭和三十四年三月十一日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 岡山市内山下二四岡山県クリーニング環境衛生同業組合理事長 矢一明雄
紹介議員 島村 重次君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一四五三号 昭和三十四年三月十一日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 岐阜市金宝町三ノ一五岐阜県クリーニング業環境衛生同業組合理事長 桑原金作
紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。
第一四五四号 昭和三十四年三月十一日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 岐阜市金宝町三ノ一五岐阜県クリーニング業環境衛生同業組合理事長 桑原金作
紹介議員 古池 信三君

請願者 東京都文京区根津宮水町三六東京都クリーニング環境衛生同業組合

本郷支部内 塚原義平

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。

第一四五五号 昭和三十四年三月十一日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 高知市北本町三ノ五六高知県クリーニング環境衛生同業組合内 城田正治

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。

第一四六〇号 昭和三十四年三月十一日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 神戸市生田区下山手通二ノ二九ノ三兵庫県クリーニング環境衛生同業組合内 西林末吉

紹介議員 河合 義一君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。

第一四八一号 昭和三十四年三月十一日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 東京都豊島区千川町二ノ二八東京都クリーニング環境衛生同業組合

豊島支部内 静三郎

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。

第一四八二号 昭和三十四年三月十一日受理

クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 長野県松本市西堤橋長野県クリーニング環境衛生同業組合松本支部内 武田常男

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。

第一三〇五号 昭和三十四年三月六日受理

保健所費国庫補助増額に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡大島町塩田大島町連合婦人会内 山口シヅ子外四十二名

紹介議員 西岡 ハル君

公衆衛生の重要化に伴い、保健所業務がますます増加するにからず、その人的及び物的設備はまことに不完全でその機能を十分發揮できないばかりでなく、国民保健上重大な障害をきたすおそれがあることは極めて遺憾であるから、政府はすみやかに保健所に勤務する全職員を国庫負担の対象とするとともに、保健所のすべての経費に対する国庫負担率を二分の一に引き上げ、あわせて保健所職員の待遇を改善するため来年度から四十四億三千八百六十七万二千円に増額せられたいとの請願。

第一三〇六号 昭和三十四年三月六日受理

保健所費国庫補助増額に関する請願

請願者 熊本県本渡市佐伊津町婦人会内 明瀬みゆき外二十九名

紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三一七号 昭和三十四年三月六日受理

保健所費国庫補助増額に関する請願

請願者 北海道川上郡標茶町開運町標茶町婦人会内 小沢みち外百八十二名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三三九号 昭和三十四年三月七日受理

保健所費国庫補助増額に関する請願

請願者 岡山県浅口市郡鳴方町六条院西三、四〇八 大西トセ外一名

紹介議員 島村 軍次君

この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三五九号 昭和三十四年三月七日受理

保健所費国庫補助増額に関する請願

請願者 山形県鶴岡市若葉町一七 田中せき外二百二十九名

紹介議員 海野 三朗君

この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一四〇八号 昭和三十四年三月十日受理

保健所費国庫補助増額に関する請願

請願者 宮城県角田市角田字町一六ノ一耕野地区婦人会内 安戸トシエ外八十一名

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一四五六号 昭和三十四年三月十一日受理

保健所費国庫補助増額に関する請願

請願者 岐阜県大野郡莊川村莊川村連合婦人会内 湯口きく外九十九名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第一三〇七号 昭和三十四年三月六日受理

指定医薬品以外の医薬品等販売業者資格の法制化等に関する請願

請願者 東京都渋谷区上通一ノ二二全日本薬業士連合会内 渡辺義門外八名

紹介議員 大沢 雄一君

薬事法を改正して、(一)指定医薬品以外の医薬品用具化粧品販売業者いわゆる二名業者の資格を法文化すること、イ、名称を薬業士とし薬事法第二

条中に次の定義を規定すること、この

法律で「薬業士」とは医薬品、用具化粧品等の保存販売及び交付に関する業務を行う者であつて都道府県知事の免許を受けたものをいう、ロ、第二章の次に薬業士の一章を設け薬業士免許及び薬業士試験等に関する事項を指定すること、ハ、医薬品の販売業をなし得る者は「薬剤師若しくは」薬業士又はこれらの者を管理者として使用する者に限る旨を第二十九条中又は別条に規定すること、ニ、現に指定医薬品以外の医薬品販売業者である者等については既得権を尊重し付則に必要な経過規定を置くこと、ホ、その他監督及び罰則等の関連規定に手入れを行うこと、(二)指定医薬品の品目を制限すること等の実現を期せられたいとの請願。

第一三三六号 昭和三十四年三月七日受理

指定医薬品以外の医薬品等販売業者資格の法制化等に関する請願

請願者 東京都渋谷区上通一ノ二二全日本薬業士連合会内 伊藤善蔵外八名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第一三〇七号と同じである。

第一三九五号 昭和三十四年三月九日受理

指定医薬品以外の医薬品等販売業者資格の法制化等に関する請願

請願者 長野県南佐久郡佐久町

二〇二 高見次正衛外

九名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一三〇七号と同じである。

第一三一五号 昭和三十四年三月六日受理

消費生活協同組合法の一部改正に関する請願（二通）

請願者 山口県吉敷郡小郡町大

正町山口県生活協同組合連合会会長 藤村節正外一名

紹介議員 木下 友敏君

消費生活協同組合法施行以来十年、その間生活協同組合は全国にわたつて消費者の生活を守り、大きな役割を果たしているが、わが国の経済の変化に伴い組合の育成と発展をさらに促進し、消費者の自主的相互扶助活動を高めるために、同法をわが国の現状に適合させる必要が生じてきたから、（一）第五条（区域）を削除する、（二）第十条（区域）の次に新たに「五組合員の医療に関する事業」を設け、以下一号ずつ繰り下げる、（三）第十条の次に新たに「第十條の二（共済の責任準備金）第十條第一項第四号の事業を行う組合は省令の定めるところにより、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに責任準備金を計算しこれを積み立てなければならない」の一条をもうける外第十二条、十四条、四十二

条、等についても改正せられたいとの請願。

第一三五八号 昭和三十四年三月七日受理

医療類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 東京都小金井市小金井

一、五〇三ノ二 篠原長重

紹介議員 重盛 壽治君

療術（手技、電気、光線、温熱、刺激の五種目）は、あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師の行わなかつた治療行為であつて、昭和二十二年法律第二百十七号によつて昭和三十年限り禁止されることになつたが、世論と業者の熱望により、昭和三十年法律第六十一号により三箇年、更に同三十三法律第七十一号によつて三箇年再延期となつた。しかし療術業者の業務の存続がほとんど確定的になつた今日においては、医療行政の見地からも、すみやかに療術の禁止を解除して、療術業者に一定の資格を付与し、安んじて業務ができるよう早急に立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一四三二号 昭和三十四年三月十一日受理

医療類似行為既存業者の業務継続に関する請願

請願者 福井県武生市幸町 白山勝榮

紹介議員 加賀山之雄君

この請願の趣旨は、第一三五八号と同じである。

第一三六九号 昭和三十四年三月九日受理

国立療養所の看護人員増員等に関する請願

請願者 東京都中野区江古田三丁目国立中野療養所内

兼平幸則外八百十二名

名

紹介議員 坂本 昭君

このたび厚生、大蔵両省においては、国立療養所の特別会計制への移行方針に基づき、その第一段階として訓令定員削減（関東甲信越地区で百九十八名）を計画し、四月から実施しようとしているが、現在でさえ人手不足で困難しているのに、さらに定員を削減されることになれば国立療養所の看護体制は全く混乱におちいり、重大な結果を招くことになるから、絶対反対であり、むしろ看護人員を大幅に増員せられたいとの請願。

第一三七九号 昭和三十四年三月九日受理

名古屋市の保育所措置費国庫負担金交付基準の地域差是正に関する請願

請願者 名古屋市千種区猪高町

猪子石香流保育園内

岩田義寛外七名

紹介議員 青柳 秀夫君

今回保育園措置費国庫負担金交付基準が改善されたが、名古屋市においては、旧市内と近年合併された新市域との間に見童福祉法による級地の差異があつて新市域の保育所の運営に支障をきたしているから、新市域の級地を旧市内同様甲地に是正せられたいとの請願。

第一四三五号 昭和三十四年三月十一日受理

診療エックス線技師法の一部改正促進に関する請願

請願者 東京都中央区八重洲二ノ五社団法人日本エックス線技師会会長 田坂清一

紹介議員 坂本 昭君

放射性同位元素の医学的応用が急速な進歩をとげつつある現状にかんがみ、診療エックス線技師法に關し、（一）エックス線の照射のみに限局された診療エックス線技師の業務をエックス線を含めた放射線全般の照射に拡大すること、（二）診療エックス線技師の名称を診療放射線技師に改めること、（三）第二条における医師又は歯科医師の指示の字句を削除すること、（四）免許方法は厚生大臣免許に改めること、（五）定例届出制度を設けること、（六）診療エックス線技師学校及び診療エックス線技師養成所の修業年限を三年に延長すること、（七）診療放射線技師が医師又は歯科医師の署名した指示せんによつて業務を行うように改めること、（八）集団検診時における医師立合の規定を削除すること、（九）照射録作成の規定を削除すること、（十）放射線技師審議会を設けること等の改正措置をすみやかに講ぜられたいとの請願。